

目 次

刊行にあたって

1. 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の概要

1-1	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の目的	1
1-2	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の策定経緯	2
1-3	基準(案)の第5次改訂に係る検討の概要	4
(1)	用語等の定義の改訂追加について	4
(2)	品質規格の改訂追加について	5
(3)	寸法規格の追加削除及び規格の変更について	7

2. 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説

2-1	適用	11
2-2	用語の定義	13
(1)	公共用緑化樹木等	15
(2)	樹形	16
(3)	樹高(略称：H)	17
(4)	幹周(略称：C)	19
(5)	枝張(葉張)(略称=W)	21
(6)	株立(物)	22
(7)	株立数(略称：B.N)	23
(8)	単幹	24
(9)	根鉢	25
(10)	ふるい掘り	26
(11)	根巻	27
(12)	コンテナ	28
(13)	仕立物	29
(14)	寄せ株育成物	32
(15)	接ぎ木物	33
2-3	規格の構成	34
2-4	品質及び寸法の判定	35
2-5	品質の表示項目	36
2-6	寸法の表示項目	37
2-7	寸法の表示単位	41
2-8	品質規格	42
(1)	樹姿	44
(2)	樹勢	51

(3) シバ類	59
(4) 草花類	64
(5) その他地被類	75
2-9 寸法規格	75
3. 公共用緑化樹木等の品質寸法規格基準(案)第5次改訂(本文)	77
4. 北海道公共用緑化樹木等規格基準(案)(本文)	119
5. 参考資料	
資-1 公共用緑化樹木等の基礎的要件	143
資-2 公共用緑化樹木等樹種別形態特性	159
資-3 公共用緑化樹木等樹種別自然樹形イメージ	164
資-4 公共用緑化樹木等の植栽にあたって 侵略性のある外来緑化植物への対応と生物多様性への配慮について	207
資-5 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の利用推進のための参考文献	212

1 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の概要

1-1 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の目的

本基準は、都市緑化のための公共用緑化樹木のうち、必要最少限の樹種について、その品質寸法規格基準を定め、もって各種公共施設緑化事業のより適切な執行の推進に資そうとするものである。

本基準は、品質と寸法の規格から構成され、対象となる樹木は両者に適合しなければならない。

また、本基準は公共施設等の緑化にあたって、本樹種を使用する場合の一つの基準を示したものであるが、地域あるいは造成計画上の特性等による他の樹種の使用、あるいは本寸法規格以外の使用を妨げるものではない。

【解説】

上記の文章は、本基準(案)の運用通知(昭和55年12月10日、建設省都緑対発第8号)の主文である。

緑化工事の材料としての樹木等についての規格は、樹木等が生物材料であることから、他の工事材料のように厳密かつ統一的に定めることは困難である。しかし、公共施設等の緑化事業において、設計・施工監理の明確化および良質な材料供給など工事の質を一定水準に保つためには、一定の範囲で規格化を図り、基本的な共通認識のもとで事業の推進をはかる必要がある。

このような観点から、公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)は、各地で試行的あるいは模索的に行われていた緑化用樹木等の特記仕様や業界規格等を収集し、これを再調整することにより、全国的な統一基準を作成して、公共用緑化樹木等の安定的需給、品質の標準化および規格の統一化を図ろうとしたものである。

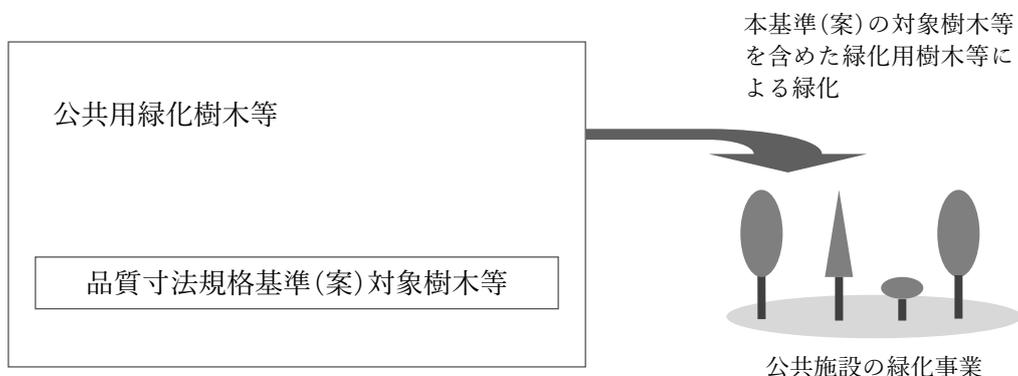


図 - 品質寸法規格基準(案)対象樹木等の位置づけ

1 - 2 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の策定経緯

本基準(案)の策定に係る経緯は、以下のとおりである。

- ① 昭和 56 年 04 月 01 日 - 品質寸法規格基準(案)作成・通達
- ② 昭和 57 年 04 月 01 日 - 第 1 次改訂・通達
- ③ 昭和 63 年 04 月 01 日 - 第 2 次改訂・通達
- ④ 平成 08 年 02 月 15 日 - 第 3 次改訂・通達
- ⑤ 平成 15 年 06 月 22 日 - 第 4 次改訂・通達
- ⑥ 平成 20 年 12 月 18 日 - 第 5 次改訂・通達

【解説】

第一段階は、昭和 52 年度から昭和 55 年度にかけて調査が行われ、品質寸法規格基準(案)の初めての通達がなされた時期である。昭和 52 年度から昭和 54 年度にかけては用語の定義等の基礎的調査、植栽工事等の仕様に関する資料収集、さらには全国的に多量かつ安定的に生産、流通している緑化用樹種について調査がなされ、具体的な現行の寸法および品質規格についての取扱い実態について、「生産者側（主として大手生産業者および関係団体）」および「需要者側（主として都道府県、主要都市および関係団体）」に分けて、現地聴取調査ならびにアンケート調査が行われた。これらの調査をもとに、公共用緑化樹木の品質寸法規格基準(案)が策定され、昭和 55 年 12 月 10 日付け、建設省都緑対発第 8 号によって、第一次通達がなされ、昭和 56 年 4 月 1 日から運用することとなった。このときの対象樹種は 67 種であった。

第二段階では、昭和 56 年 4 月以降、調査・検討が行われた特殊樹木や主要な北方系・南方系樹木等に関する要望を受けて検討を行い、第 1 次基準改訂として、「昭和 56 年 12 月 2 日付け建設省都緑対発第 25 号公共用緑化樹木の品質寸法規格基準(案)の改訂及び運用について」の通達がなされ、昭和 57 年 4 月 1 日から運用がなされた。

第三段階は、昭和 62 年から昭和 63 年に至る第 2 次基準改訂作業期である。昭和 56 年 12 月 2 日付けの通達に付記された意見調査により提出された自治体および関係団体からの意見等を踏まえ、昭和 62 年度に調査・検討がなされ、昭和 63 年 3 月 10 日付け建設省都緑対発第 12 号公共用緑化樹木の品質寸法規格基準(案)の改訂及び運用についてにより、改訂の通達がなされ、昭和 63 年 4 月 1 日から運用がなされた。

第四段階は、平成 5~8 年に至る第 3 次基準改訂作業期である。第 3 次においては、規定内容の簡素化とともに、新たにコンテナ生産物を主体とする規格値や大径木の規格値の追加とともに、44 樹種を追加し、「平成 8 年 2 月 15 日付け建設省都緑対発第 1 号公共用緑化樹木の品質寸法規格基準(案)の改訂及び運用等について」により、改訂の通達がなされ、平成 8 年 4 月 1 日より運用がなされた。

第五段階は、平成 13~15 年に至る第 4 次基準改訂作業期である。第 4 次においては、

今日の都市緑化に対するニーズの多様性を受けて、基準(案)運用の現場における問題点や要望に対する検討を行うとともに、基準(案)全体の総点検を行った。その結果、使用量が増加している 35 樹種を追加するとともに、現行の 53 樹種の寸法規格についても見直し検討を行い寸法規格の変更を行った。また、シバ類や新たに近年、公共用緑化事業等において、使用量が増加しているその他地被類に関する品質規格基準(案)を追加した。

第六段階は、平成 15～20 年に至る第 5 次基準改訂作業期である。第 5 次の基準改訂作業においては、第 4 次の基準(案)改訂時に課題として残されたシバ類の寸法規格の基準化に係る事項や草花類の基準化に係る事項の検討を行うとともに、追加要望や使用量が増加している 9 種の樹木の寸法規格の追加と 2 種の樹木の寸法規格の変更、また、外来生物法の要注意対象種とされた 2 種の樹木の寸法規格の削除を行った。

表 - 公共用緑化樹木の品質寸法規格基準(案)第 次改訂までの経緯

通達			改訂検討 期間	主な内容
-	S56.04.01	建設省都緑対発第 8 号 「公共用緑化樹木の品質寸 法規格基準(案)」	S52 ～55	・全国的に多量かつ安定的に生産、流 通している緑化用樹種 (67 樹種) の 基準化
第 1 次 改訂	S57.04.01	建設省都緑対発第 25 号 「公共用緑化樹木の品質寸 法規格基準(案)」の改訂及 び運用について	S56	・特殊樹、主要な北方系・南方系樹木 の追加
第 2 次 改訂	S63.04.01	建設省都緑対発第 12 号 「公共用緑化樹木の品質寸 法規格基準(案)」の改訂及 び運用について	S62	・自治体や関連団体からの意見調査等 より実態を踏まえた制度の見直し ・樹種の追加・規格の変更
第 3 次 改訂	H08.02.15	建設省都緑対発第 1 号 「公共用緑化樹木の品質寸 法規格基準(案)」の改訂及 び運用について	H06 ～07	・自治体や関連団体からの意見調査等 より用語の定義等の見直し ・樹種の追加・規格の変更
第 4 次 改訂	H15.06.22	国都緑環第 20 号 「公共用緑化樹木等の品質 寸法規格基準(案)」の改訂 及び運用等について	H13 ～14	・自治体や関連団体からの意見調査等 より用語の定義等の見直し ・樹種の追加・規格の変更 ・地被類等の規格の追加
第 5 次 改訂	H20.12.18	国都緑環第 47 号 「公共用緑化樹木等の品質 寸法規格基準」(案)の改訂 及び運用等について	H15 ～20	・自治体や関連団体からの意見調査等 より用語の定義等の見直し ・樹種の追加・規格の変更 ・芝生の寸法規格、草花類の品質規格 の追加

1-3 基準(案)の第5次改訂に係る検討の概要

基準(案)の第5次改訂の主な事項は、以下のとおりである。

- ①用語等の定義の改訂・追加
- ②品質規格の改訂・追加
 - ・品質企画の内容の改訂
 - ・草花類の品質規格の追加
- ③寸法規格の追加・変更・削除
 - ・樹木等の寸法規格の追加・変更・削除
 - ・シバ類の寸法規格の追加

【解説】

公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の第5次改訂は、検討に先だって行われた意向調査や緑化樹木等の使用実績調査の調査結果を基礎資料として、検討を行った。

意向調査とは、行政・設計者・施工者・植木生産者を対象として、基準(案)の使用状況や第5次改訂に向けた新たな追加事項や草花類の基準化の必要性等の意向について行ったアンケート調査である。緑化用樹木等の使用実績調査は、国および地方公共団体を対象として行った、公園や緑地等における平成16年度の緑化樹木等の使用実績調査である。

第5次改訂に係る検討は、これらの調査結果を基に、基準(案)の改訂内容を検討するために設置された「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)第5次改訂検討委員会」において検討が行われ、下記の事項がとりまとめられた。

(1) 用語等の定義の改訂・追加について

用語等の定義の改訂は、意向調査により提出された「用語の定義」に関する改訂意見について、委員会において改訂への対応について検討を行った結果、以下のようにとりまとめられた。

なお、現行の「用語の定義」のほかに、本基準(案)で用いられている専門用語やその他の用語についても定義の追加要望があった。本基準(案)の定義としての対象から外れると判断されたものについては、別途、解説書において対応することとされた。

1) 「公共用緑化樹木等」の定義の改訂について

本基準(案)の用語の定義の中の「公共用緑化樹木等」に関する記述において「主として、公園緑地、道路、その他公共施設等の公共緑化に用いられる樹木等の材料をいう」の「の材料」は不要ではないかとの意見が要望調査において出された。

本用語の定義は、公共用緑化樹木等とは何かを定義したものであることから、指摘のとおり「の材料」は余分な説明であることから削除する。

また、「～公共施設等の公共緑化～」の部分において「公共」の文言が重なることから、一方の「公共」を削除し修正する。

用語	現行定義	改訂定義
公共用緑化 樹木等	主として、公園緑地、道路、その他公共施設等の公共緑化に用いられる樹木等の材料をいう。	主として、公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。

2) 「根巻」の定義の改訂について

本基準(案)の用語の定義中の「根巻」に関する記述において「樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて掘り上げること」の「掘り上げること」は、実際の作業内容を表現するのに適当ではないとの意見が要望調査において出された。

本用語の定義は、根巻とは何かを定義したものであることから、指摘のとおり「掘り上げること」は余分な説明であることから削除し、〔巻き上げる〕を追加し文章の適正化を図るものとする。

用語	現行定義	改訂定義
根巻	樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて掘り上げること。	樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。

3) 使用している用語へのふりがなの追加について

本基準(案)の用語の定義や品質規格の内容の文中等において、難解な漢字の専門用語にふりがなを付けて欲しいとの要望が意向調査において出された。

本基準(案)の「専門用語」の部分は読み方がわかりにくいものが多くあることから、これらの用語の抽出を行い、以下のようにふりがなを付けるものとする。

区分	ふりがなを付ける専門用語
用語の定義	じゅかん みきしゅう えだぼり はぼり たんかん ねぎわ とちようし はいせい たちせい 樹冠、幹周、枝張、葉張、単幹、根際、徒長枝、這性、立性
品質規格	しやう せつかん ねぼち こぞんし せんてい びょうほん 枝葉、節間、根鉢、枯損枝、剪定、病斑

(2) 品質規格の改訂・追加について

品質規格の改訂は、意向調査により提出された品質規格の内容に関する意見や検討委員からの指摘事項の中で、委員会において改訂への対応が望ましいとされた事項について検討を行い、これを以下のとおりとりまとめた。

なお、草花類の規格の検討にあたっては、意向調査において基準化の必要性やその内容に関する確認調査を行い、これを参考として検討を行ったものである。

1) 「生育」の規格の改訂について

品質規格の「樹勢」に係る規格項目の中の「生育」の規格内容である「充実し、生氣ある状態で育っていること。」が抽象的でわかりづらいので具体的な表現内容にして欲しいという要望が意向調査で出された。

本規格は、対象樹木の「樹勢」について、樹木の「生育」状況つまり樹木の生理的健康状態を、樹木の様態から総体的に見て判断しようとしたものである。

この意味において、その判断基準の表現をより具体的にすることには限界があるが、以下のように検討・整理した。

項目	現行規格	改訂規格 (案)
生育	<u>充実し、生氣ある状態で育っていること。</u>	<u>健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。</u>

2) 「葉」の規格の改訂について

品質規格基準の「樹勢」に係る規格項目の中の「葉」の規格内容である「正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や軟弱葉がなく、生き生きしていること」の中の「軟弱」という表現が生物である植物にそぐわない用語であるという指摘が検討委員会の委員の方から出された。

本品質規格基準は、対象樹木の「樹勢」について、樹木の「葉」の状態を確認することにより、樹木の生理的健康状態を判断しようとするものである。このことを前提として「軟弱葉」に替わる用語を想定した場合「軟化葉」が考えられるが、より平易な表現として「衰弱した葉」とすることが望ましいと判断し、以下のように整理した。

項目	現行規格	改訂規格 (案)
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や <u>軟弱葉</u> がなく、生き生きしていること。	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や <u>衰弱した葉</u> がなく、生き生きしていること。

3) 草花類の品質規格の追加

草花類の基準化の必要性に関する意向調査をふまえて、草花類の基準化について検討した結果、以下のような考え方にに基づき品質寸法規格基準の検討を行い、これを取りまとめた。

①草花類について寸法規格の基準化は行わない

- ・草花類の公共空間における使用は、近年増加傾向にあり、使用されている草花類は多品種、多品目である。また、流行などにより生産及び流通する品種・品目も変動することから、個別の寸法規格を設定することは困難であり現実的ではない。
- ・このため、草花類の品種・品目に対応した寸法規格は基準化しない。

②品質規格の基準化を検討する

- ・緑化工事全体の質を一定水準以上に保つためには、草花類においてもある一定の品質基準が必要であるとする意見が多いことから、品質規格については、基準化を検討する。具体的には、現行の基準(案)の中で整理されている「その他地被類の品質規格表」に準じて、草花類の品質規格に係る項目及び規格を下記のように整理した。

表 - 草花類の品質規格表

項目	規格
形態	植物種の特性に応じた適正な形態であること。
花	花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や衰弱した葉がなく、いきいきとしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病害	発生がないもの。
虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないもの。

(3) 寸法規格の追加・削除及び規格の変更について

寸法規格表への樹種の追加や規格の変更については、緑化用樹木等の使用実績調査の上位樹種と意向調査による追加要望樹木を対象として、その使用状況や生産・供給の裏付けをふまえて追加および規格の変更対象樹種が選定された。そして、これらの樹種を対象として、全国の生産畑において寸法値の調査・分析を行い、これを参考として委員会において寸法規格の検討・設定が行われた。

なお、シバ類の寸法規格については、第4次改訂時の委員会において統一することが望ましいとの結論を得ているところであるが、現状においては全国的に多様な寸法規格の切りシバ等が流通していることから、第5次改訂時まで調整をはかることとされていた。これに対し、今回、設計・施工・生産それぞれの観点から検討を行った結果、少数点以下の値が含まれる規格は設計上あまり望ましくなく、1束の面積が概ね1m²となる規格寸法が望ましい。また、施工時の運搬等における根の乾燥を防止する面から1束当たりの枚数が偶数であることが望ましい等の観点から東京・神奈川地区及び静岡地区で使用されている規格寸法を基準(案)として選定し、これを生産団体との調整をふまえて、委員会において確認したものである。

表 - 既規格別にみた束単位の張り面積<切りシバ>

地区	規格	束単位の面積
茨城地区	35cm×26cm×10 枚	0.91m ²
東京・神奈川地区	36cm×28cm×10 枚	1.008m ²
静岡地区	36cm×28cm×10 枚	1.008m ²
福井地区	37.1cm×30cm×9 枚	1.0017m ²
愛知・三重・岐阜地区	37.1cm×30cm×9 枚	1.0017m ²
鳥取地区	37.1cm×30cm×9 枚	1.0017m ²
九州地区	37.1cm×30cm×9 枚	1.0017m ²

表 - 既規格別にみた束単位の張り面積<ロールシバ>

種別	地区	規格	束単位の面積
日本シバ	関東・東海地区	36cm×140cm×2 枚	1.008m ²
	鳥取・九州地区	37.1cm×135cm×2 枚	1.0017m ²
西洋シバ		30cm×105cm×3 枚	0.945m ²
		30cm×105cm×2 枚	0.63m ²
		31.5cm×110cm×3 枚	1.0395m ²
		50cm×110cm×3 枚	1.65m ²
		30cm×200cm×1 枚	0.6m ²

1) 追加および規格の変更

寸法規格の追加及び変更は、追加要望や使用量が増加している9種の樹木の寸法規格の追加と2種の樹木の寸法規格の変更を行った。

また、シバ類については、切りシバならびにロールシバとしての標準となる寸法規格値を設定した。

表 - 寸法規格の追加検討対象樹種 (種)

樹種群	樹種
高木・落葉広葉樹	アベマキ
	ロウバイ
	ハンノキ
	サンシュユ
	シダレモミジ
	シデコブシ
	ヒトツバタゴ
低木・常緑樹	セイヨウベニカナメモチ
	ヒサカキ
低木・落葉樹	カシワバアジサイ

表 - 寸法規格変更樹種 (種)

樹種群	樹種	変更規格
高木・落葉広葉樹	イチョウ	樹高
低木落葉樹	ドウダンツツジ	樹高

表 - シバ類の寸法規格の追加

種別	規格
切りシバの寸法規格基準	36cm×28cm×10枚
ロールシバの寸法規格基準	36cm×140cm×2枚

2) 寸法規格表から削除する樹種

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の規制対象種を検討している専門家会合がとりまとめた「要注意外来生物リスト」に掲載されている植物は、使用にあたって適切な取扱いに配慮が必要とされるものであることから、公共緑化においては基本的には使用を避けることが望ましい。

よって、下記の植物は、寸法規格表から削除しておくものとする。

表 - 削除対象樹種

樹種群	樹種
高木・常緑広葉樹	トウネズミモチ
高木・落葉広葉樹	トゲナシニセアカシア

公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案) 第5次改訂検討委員会 名簿

[順不同敬称略]

委員長 興水 肇 (明治大学 教授)

委員 藤井 英二郎 (千葉大学 教授)

濱野 周泰 (東京農業大学 教授)

渋谷 晃太郎 (林野庁 森林整備部 研究・保全課長)

野田 徹 (国土交通省 大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長)

舟引 敏明 (国土交通省 都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室長)

松江 正彦 (国土技術政策総合研究所 環境研究部緑化生態研究室長)

小口 健蔵 (東京都建設局 公園緑地部 参事)

山本 幹雄 ((独)都市再生機構 技術・コスト管理室 緑環境チーム長)

名倉 隆 (東日本高速道路(株) 管理事業部 監査役)

大塚 守康 ((社)ランドスケープコンサルタンツ協会 会長)

佐藤 四郎 ((社)日本造園建設業協会 会長)

幡谷 勉 ((社)日本植木協会 会長)

高取 忠彦 ((社)日本造園組合連合会 理事長)

オブザーバー 鈴木 富士雄 (全国芝生協会 会長)

2. 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説

- 2-1 適用
- 2-2 用語の定義
- 2-3 規格の構成
- 2-4 品質及び寸法の判定
- 2-5 品質の表示項目
- 2-6 寸法の表示項目
- 2-7 寸法の表示単位
- 2-8 品質規格
- 2-9 寸法規格

2 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説

2-1 適用

本基準(案)は、主として都市緑化の用に供される公共用緑化樹木等について、品質と寸法を定めたものであり、樹木等の搬入(納品)時に適用すべきものである。

なお、本基準(案)は、公共施設等の緑化にあたって、使用する樹木等のうち必要最小限の種について、これを使用する場合の一つの基準を示したものである。よって、地域の特性や緑化の目的等による他の樹種の使用、あるいは本寸法規格以外の樹木等の使用を制限するものではない。

【解説】

この規定は、適用対象と適用時について示したものである。

適用対象は、「主として都市緑化の用に供される公共用緑化樹木等」とされており、公園・緑地、道路、その他公共施設等の緑化に使用される樹木等を対象としている。

しかし、すべての公共植栽工事について厳密に適用されなければならないという性格のものではなく、当然のことながら地域的条件、設計条件、現場条件等により、本基準(案)以外の規格の樹木及び樹種の使用が必要なケースも考えられるが、それらの使用を制限するものではない。また、本基準(案)の対象樹種は、全国的に需給の多いものを対象としているが、選定されている樹種が、すべて全国的に用いることが出来るとは限らない。

公共施設等の緑化工事においては、現在でも相当数の樹種及び寸法の樹木等が使用されていると考えられるが、本基準はそれらのうち比較的使用数が多く、かつ生産量の多い代表的な樹種について定めたものであり、本基準(案)に記載されていない樹種や、本基準(案)に記載されていない寸法規格の樹木等を、使用することを制限するものではない。

表 - 適用

適用対象	主として都市緑化の用に供される公共用緑化樹木等
適用時	樹木等の搬入(納品)時
基準(案)の構成	本基準(案)は、「品質規格」と「寸法規格」により構成される。
その他	本基準(案)は、記載されていない樹種や記載されていない寸法規格の樹木等を使用することを制限するものではない。

一方で北海道や、南九州・沖縄等で用いられている北方系、南方系の樹木についても、代表的なものは取り入れているが、他の地域に比較して充分であるとはいえず、これらの地域においては別途の基準の作成や運用が望ましい。

なお、本基準(案)が、他の緑化工事、すなわち公共工事以外の工事に使用される樹木等にも適用されることはこれを制限するものではない。

適用時については、「樹木等の搬入(納品)時」と示されていることから、樹木等の材料の納入時、つまり植栽工事の材料である樹木を工事現場に持ち込んだ際の現場検収時において適用される規格である。このことは、工事時における手入れ(刈込み・剪定^{せんてい}など)、植え込みによる変化や、納入後の時間経過による変化を含まないものとする。従って、本基準(案)は、樹木等の設計上の規格とは異なる場合もある(例えば、刈り込んで所要の高さを得ようとする場合、材料の寸法はより高い樹高のものを用いる必要があるケースなど)。

なお、樹木等の材料検収は、原則として現場検収によるが、材料特性により生産苗畑に向いて検収を行わなければならない場合においても、本基準(案)を準用することとする。

2-2 用語の定義

この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表 - 基準(案)における用語の定義

用語	定義
公共用緑化 樹木等	主として、公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の、特性・樹齢・手入れの状態によって生ずる幹と樹冠 <small>じゅかん</small> によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を、「自然樹形」という。
樹高 (略称：H)	樹木の、樹冠 <small>じゅかん</small> の頂端から根鉢 <small>ねぼち</small> の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。 なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は、幹部の垂直高をいう。
幹周 <small>みきしゅう</small> (略称：C)	樹木の、幹の周長をいい、根鉢 <small>ねぼち</small> の上端より 1.2m 上りの位置を測定する。この部分に、枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が、2 本以上の樹木の場合においては、おのおのの周長の総和の 70% をもって幹周 <small>みきしゅう</small> とする。なお、「根元周」と、特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張 <small>えだばり</small> (葉張 <small>はばり</small>) (略称：W)	樹木等の、四方面に伸長した枝(葉)の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張 <small>はばり</small> とは、低木の場合についていう。
株立(物)	樹木等の、幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。 なお、株物とは、低木でそう状を呈したものをいう。
株立数 (略称：B.N)	株立(物)の、根元近くから分岐している幹(枝)の数をいう。樹高と株立数の関係については、以下のように定める。 2 本立 - 1 本は、所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。 3 本立以上 - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。
単幹 <small>たんかん</small>	幹が、根元近くから分岐せず 1 本であるもの。

表 - 基準(案)における用語の定義

用語	定義
根鉢 ^{ねぼち}	樹木等の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木等の移植に際し、土のまとまりをつけずに掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
コンテナ	樹木等を、植え付ける栽培容器をいう。
仕立物	樹木の自然な生育にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄せ株育成物	数本の樹木等を、根際 ^{ねまわ} で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。
接ぎ木物	樹木等の全体あるいは部分を、他の木に接着して育成したもの。

以下、各用語を解説する。

(1) 公共用緑化樹木等

主として、公園緑地・道路・その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。

【解説】

この定義は、樹木等を使用する対象地を規定し、そこで行われる緑化工事に使用される樹木等を総称しているものである。

つまり、公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化工事において使用される樹木等の材料を総称して公共用緑化樹木等とするものである。

本定義においては、樹木等の種類は特に規定していない。少なくとも本基準(案)の寸法規格表(案)にまとめられている樹木等は該当するものであるが、その他の樹木等もその対象となるものである。

基本的に個人の趣味を対象としたいいわゆる仕立物としての「庭木」とは異なり、公共用緑化樹木等は、「同じ品質・寸法規格に近いものが多量に供給できる」、「適正価格」、「維持管理が容易」などの条件を満たすものが好ましいといえる。

なお、本基準(案)の樹木等は、原則として苗畑生産品を対象とし、露地栽培樹木のほかコンテナ栽培樹木等を含むものとする。



写真 - 苗畑生産品 (クスノキ)



写真 - コンテナ栽培樹木 (クロマツ)

(2) 樹形

樹木の、特性・樹齢・手入れの状態によって生ずる幹と樹冠^{じきかん}によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。

【解説】

樹形は、類別すると自然樹形と人工樹形（仕立物）とに大別される。

自然樹形は、それぞれの樹種ごとに樹齢に応じて形成される樹形があり、さらにそれらは生育地の環境条件によって影響を受け、様々な樹形になる。また、樹木は、それぞれの樹種の樹齢に対応して、その樹形は幼木形・成木形・老木形といわれるように変化する。

本定義でいう「自然樹形」とは、いかえれば「自然形樹形」ということができ、人の管理下であって、過度の人為作用を受けずに、樹齢に応じた樹種固有の形に育成されたものであり、上記の区分に従えば幼木形～成木形に該当する。ただし、樹高が0.5～1.5mの樹木等においては、一般に自然樹形の形態にまで生育していない場合が普通である。

資料編の図は、本基準(案)の寸法規格表にある幼木形の自然樹形と、一般的な成木形～老木形の自然樹形を対比して示したものである。

なお、実際の使用においては、本基準(案)に該当する自然樹形のみでなく、自然風植栽や斜面植栽、寄せ植え・群落植栽などの場合、植栽環境にふさわしい斜幹や枝張りの樹形の活用がなされることが、多様な植栽景観の形成には大切である。

人工樹形（仕立物）は、樹種の持つ特性を活用することによって庭園等の特定の使用目的のためにつくられた樹形であり、美的造形を主な対象としたものである。



写真 - 自然樹形



写真 - 人工樹形（イヌマキ）

(3) 樹高 (略称：H)

樹木の、樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は、幹部の垂直高をいう。

【解説】

樹高とは、樹木の地上部の高さである。

その寸法値は、樹木の根鉢の上端から樹冠の頂端までの、垂直に測定した高さの値とする。この場合の「根鉢の上端」は、鉢付の場合、鉢から出ている幹の根元で土と接する部分をいい、ふるい掘り等の場合は、生産時に地面に接していた幹の部分をいう (図 2-1 参照)。「樹冠の頂端」は、樹冠線を形成する樹形の一番高い部分をさす。したがって、樹冠線より突出した枝は含まない (図 2-2 参照)。

なお、ここでいう樹冠とは、樹木を構成している枝葉の集まりをいう。

針葉樹等の場合、樹冠の頂端の垂れ下がった部分や当年枝の部分は含まないものとする (図 2-3 参照)。

また、針葉樹、イチヨウ・ユリノキの幼木のように、当年枝の高さに占める割合が大きいものの頂端は、側枝の頂端を結んだ線とする (図 2-4 参照)。

ヤシ類、シュロなどの特殊樹においては、樹高の頂端を当年枝葉の着生部までとし、一般に「幹高」と呼ぶ (図 2-5 参照)。(沖縄ではこの位置をヤシの生長点とし、「幹高」のことを「生長点高」と呼んでいる。)

カナリーヤシの幼樹などの主幹の短いものは、葉先から根鉢の上端までの寸法「葉尺」を樹高とする (図 2-6 参照)。

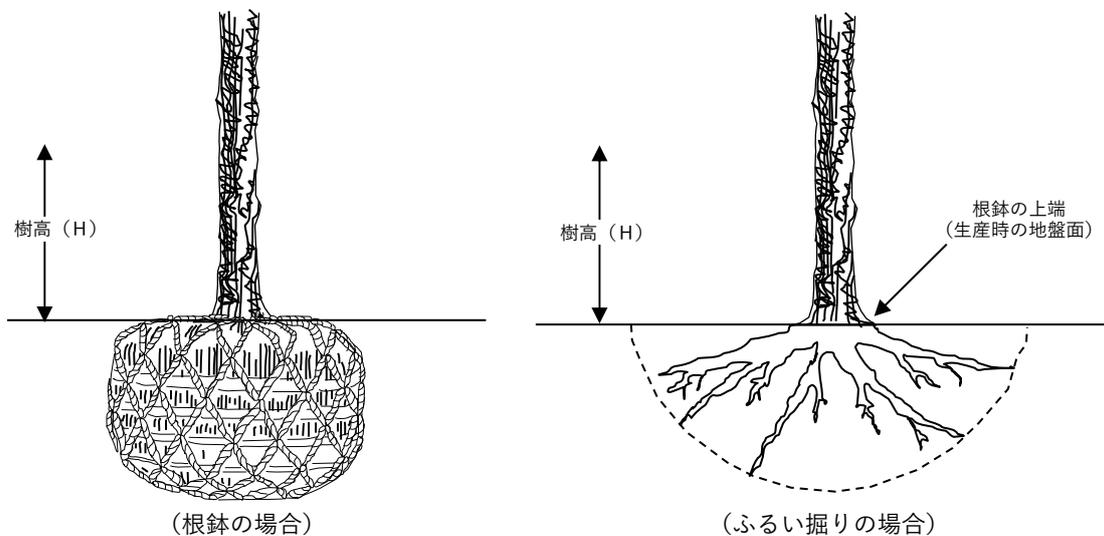


図 - 根鉢の上端 (参考)

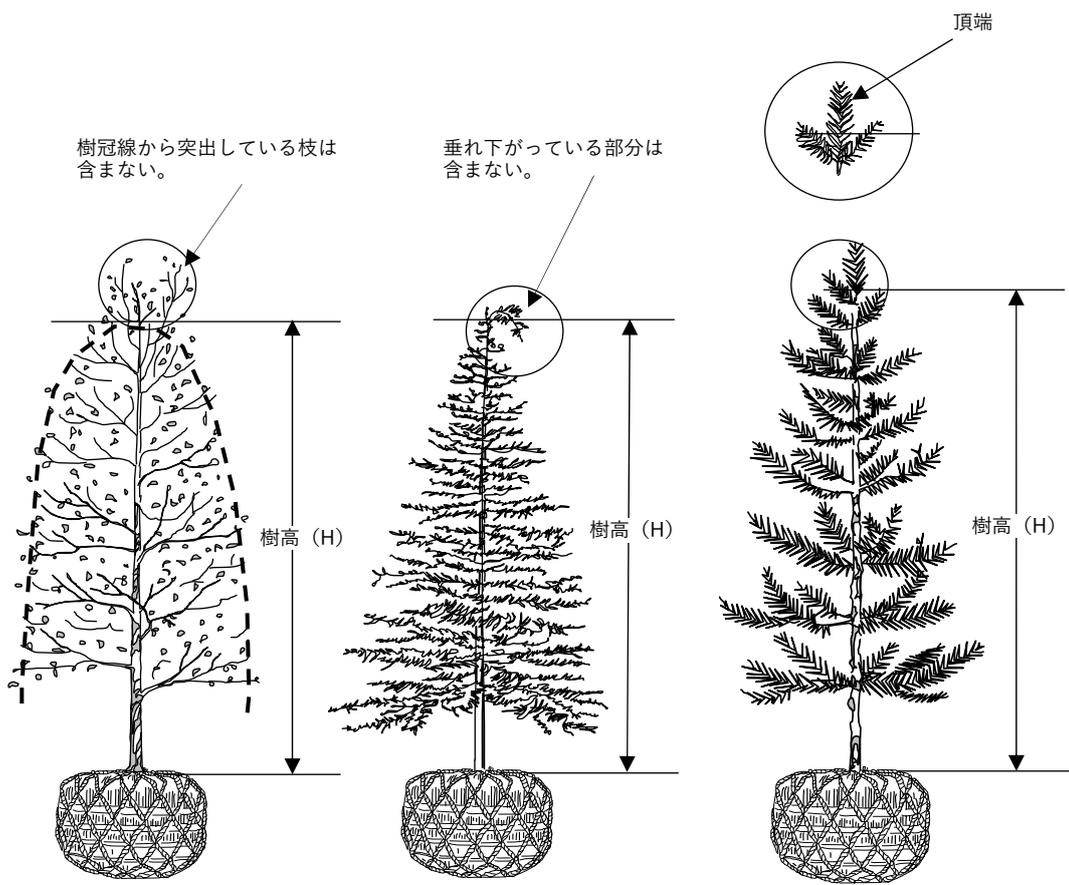


図 - (参考)

図 - (参考)

図 - (参考)

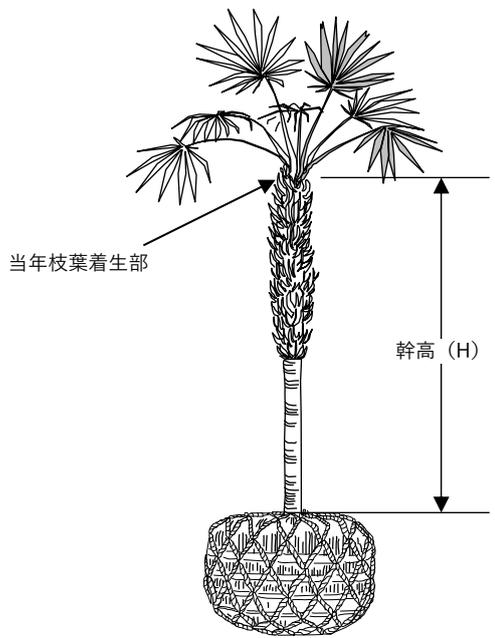
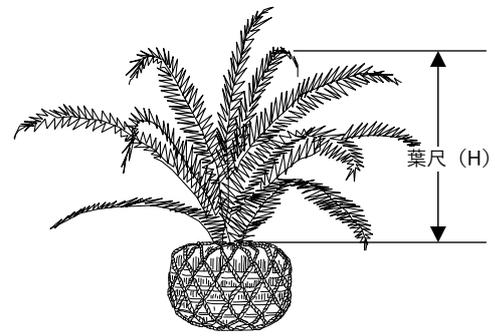


図 - (参考)



(カナリーヤシ)

図 - (参考)

(4) 幹周 (略称：C)

樹木の、幹の周長をいい、根鉢の上端より 1.2m 上りの位置を測定する。この部分に、枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が、2 本以上の樹木の場合においては、おのおのの周長の総和の 70% をもって幹周とする。なお、「根元周」と、特記する場合は、幹の根元の周長をいう。

【解説】

幹周とは、樹木の幹の周長をいう。

この定義は、寸法規格において幹周が表示されている樹木について、その樹木の根鉢の上端から 1.2m 上りの位置における幹の周長をいう (図 2-7 参照)。

しかし、ウメなどのように樹木の根元付近から幹が分岐しやすいもの、また幹が太くても樹高の低いものは幹周の測定がむずかしい。このような樹木の場合は、栽培圃場で、幹が土と接している根元部分の周長を測定する。根元周は、別に「芝付き」ともいう (図 2-8 参照)。

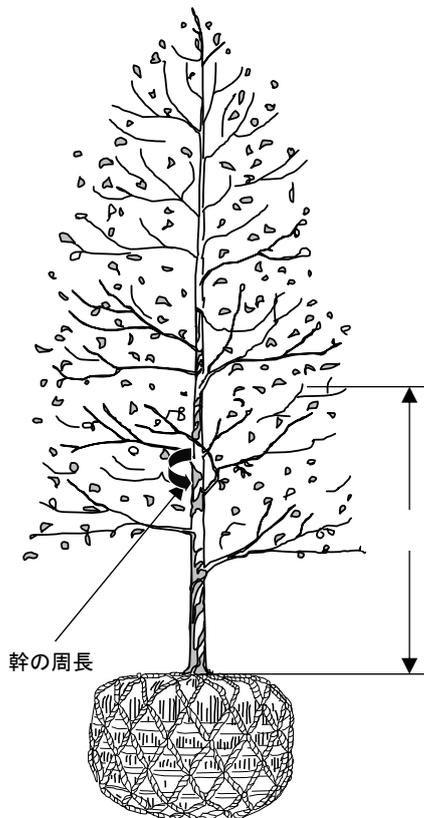


図 - (参考)

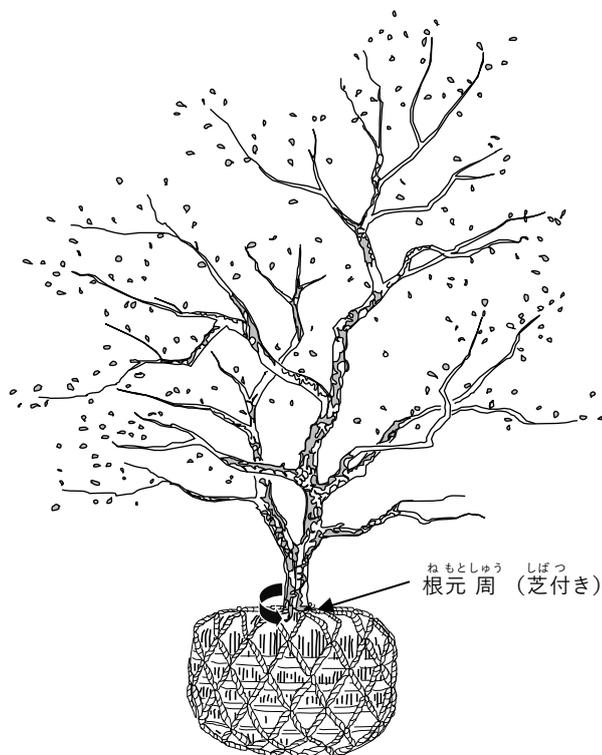
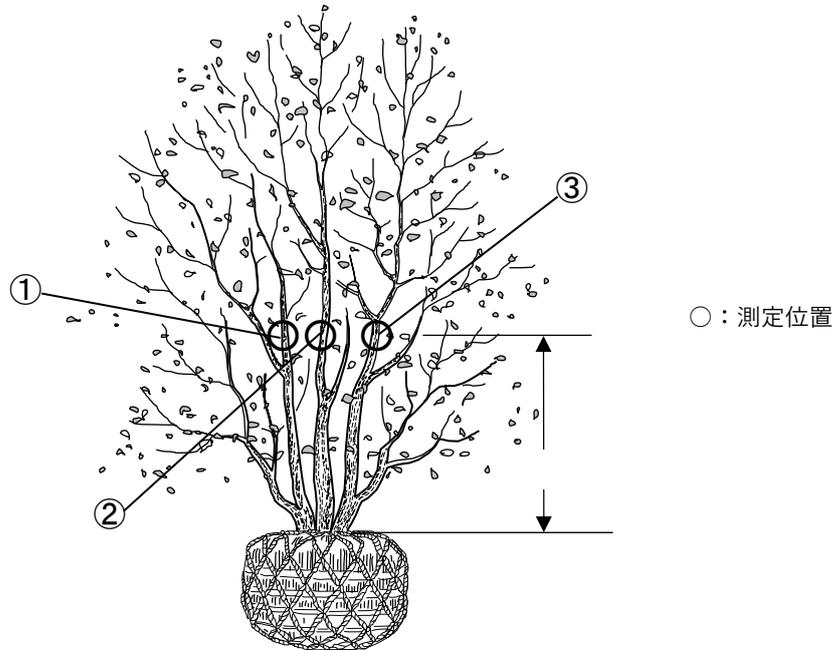


図 - (参考)

株立樹木の^{みきしゅう}幹周の測定は、株立数を指定した場合（○○本立）には、太い順に指定株立数のおおのこの周長の総和の70%の値をもって幹周とし、最低株立数を指定した場合（○立以上）には株立全数を測定し、その総和の70%の値を^{みきしゅう}幹周とする。なお、測定する株の判定にあたっては、所定樹高の70%に満たないものは対象外とする（図2-9参照）。

(3本立指定)

- ①-
- ②-
- ③-



幹周=周長総和×0.7= (①+②+③) ×0.7= (7cm+15cm+7cm) ×0.7=20.3cm≒20cm
 この場合の規格の幹周は20cmとみなされる。

参考図- 株立(物)樹木の^{みきしゅう}幹周の測定

[参考：おおのこの周長の総和の70%をもって^{みきしゅう}幹周とする根拠]

※幹が3本立ての樹木で、1本の半径(r)が0.5cmの場合

$$R=r+r'=r \left(1 + \frac{2\sqrt{3}}{3}\right) = 2.15r$$

r = 0.5の場合、R = 2.15 × 0.5 = 1.075

1本ずつの周長(r)から計算した場合

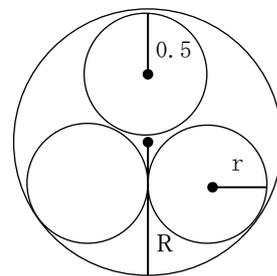
$$\text{幹周} = (0.5 \times 2 \times 3.14) \times 3 \text{本} = 9.42$$

1本の幹(R)として計算した場合

$$\text{幹周} = 1.075 \times 2 \times 3.14 = 6.751$$

1本ずつの周長から1本の幹の周長に換算すると $6.751 \div 9.42 = 0.717 (\approx 70\%)$ となることから、周長総和の70%としている。

(3本立の樹木)



(5) 枝張 (葉張) (略称=W)

樹木等の、四方面に伸長した枝 (葉) の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは、低木の場合についていう。

【解説】

枝張 (葉張) とは、樹木等の幹を中心とした樹冠の直径幅をいい、地表に垂直に投影された枝端の直径幅をいう。

枝張 (葉張) に長短がある場合には、最大幅と最小幅の平均値をもって枝張 (葉張) の数値とする (図 2-10 参照)。

樹木等の枝は、一般に四方に伸びる。その伸長の度合は樹種の特徴、樹齢、方位 (日照)、地形、風などの環境要因によって一定でないことが多い。特に低木において、枝が十分に分岐せず一方向に生育している段階ではこの傾向が著しい。

高木においては、樹形が樹種の特徴に応じた自然樹形であることが条件であり、枝張は樹種の特徴に応じたバランスを持っていることが求められる。

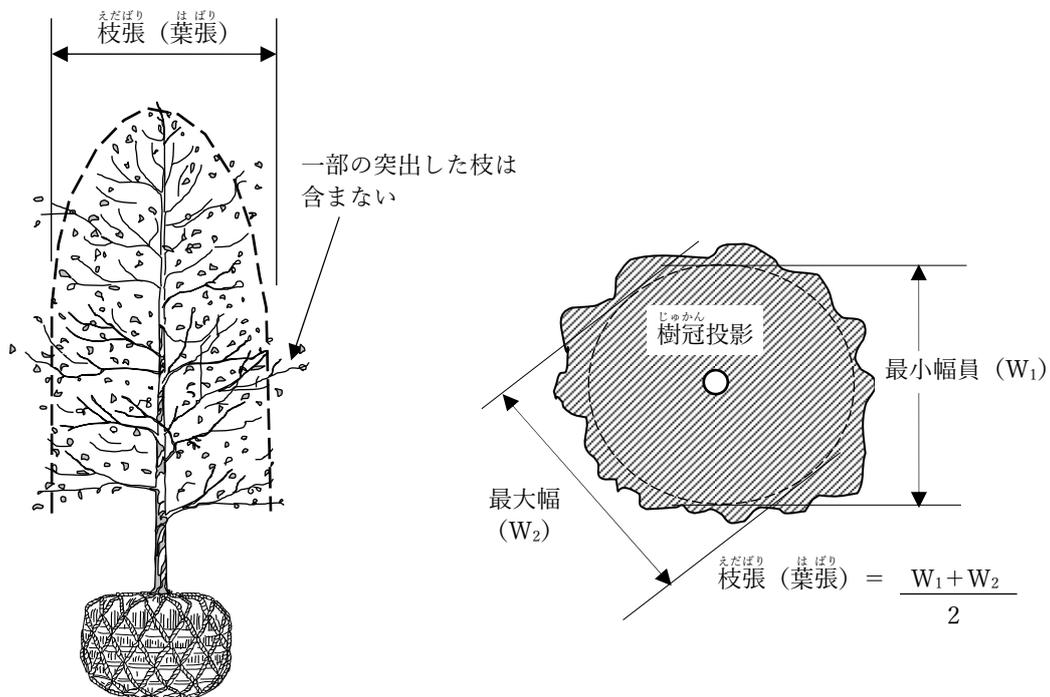


図 - (参考)

(6) 株立(物)

樹木等の幹が、根元近くから分岐してそう状を呈したものをいう。なお、株物とは、低木でそう状を呈したものをいう。

【解説】

樹木等は、樹種によって幹が必ずしも一本とは限らず、幹が何本かに分岐しているものがある。これらの樹木等は、個々の特性により、幹が地中で分岐しているものや、幹が根元で分岐しているもの、また根元の上部から分岐しているものがあり、これらの状態をそう状という。このように、幹の分岐の形態に違いがあるが、幹が一本ではなく複数の幹によって構成されている樹木の形態を総称して株立(物)という。

これらの株立(物)の中には、株立の樹木等を山取りし育成したものの他に、数本の苗木の根元を寄せ合わせて育成した、寄せ株育成物を含むものとするが、寄せ株育成物の場合には、樹木等の根系が絡み合い十分に一体化したものでなければならない。

図2-11は、3本立の株立(物)の例である。

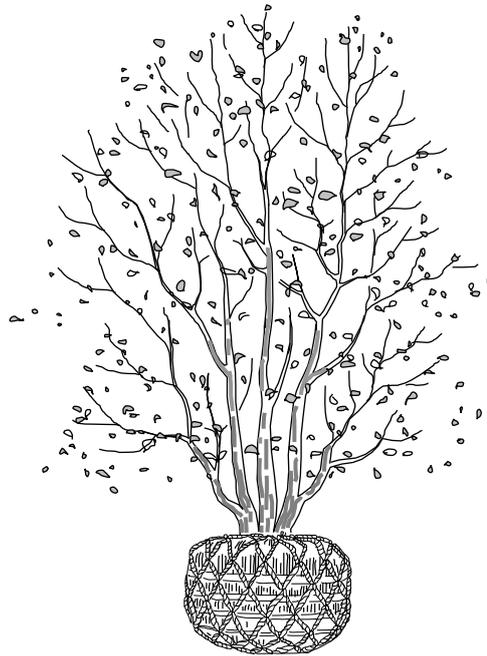


図 - 株立(物) (参考)

(7) 株立数（略称：B.N）

株立（物）の、根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については、以下のように定める。

2 本立 - 1 本は、所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70%以上に達していること。

3 本立以上 - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70%以上に達していること。

【解説】

株立数とは、株立（物）樹木の根元近くから分岐している幹（枝）の数であり、本定義は株立（物）の樹高と株立数の関係について規定したものである。

一般に、株立（物）樹木の幹（枝）は、全部が均等の樹高に達することは生育上困難であることから、本基準においては株立（物）の所要の樹高とその他の樹高の関係について示している。株立（物）の所要幹（枝）数については、本基準(案)においては「2 本立」「3 本立以上」にまとめている。これは、公共用緑化工事において使用される株立（物）の樹木は、5～10 本立というような多幹仕立てを求めることは少ないことによるが、必要があればその株立数を特記指定するものとする。

株立（物）樹木の株立数の所要樹高の判定は、それぞれの指定株立数の過半数が所要の高さに達している必要があり、他の幹（枝）は、所要の 70%以上に達していればよいものとされている。これは、たとえば「3 本立」の指定で 5 本立が入ってきた場合、5 本のうち指定本数である 3 本を判定対象樹幹として、その過半数である 2 本が所要の樹高に達するとともに、他の 1 本が所要高の 70%以上であればよいものとされている。

これは、5 本立としての樹形が整っていて、指定本数外の 2 本が所要高（70%）に達しない場合に、条件に適合するようその 2 本を切除して樹形をくずすことがないようにするためである。

注：過半数とは、半数を含んでそれ以上の意味である。

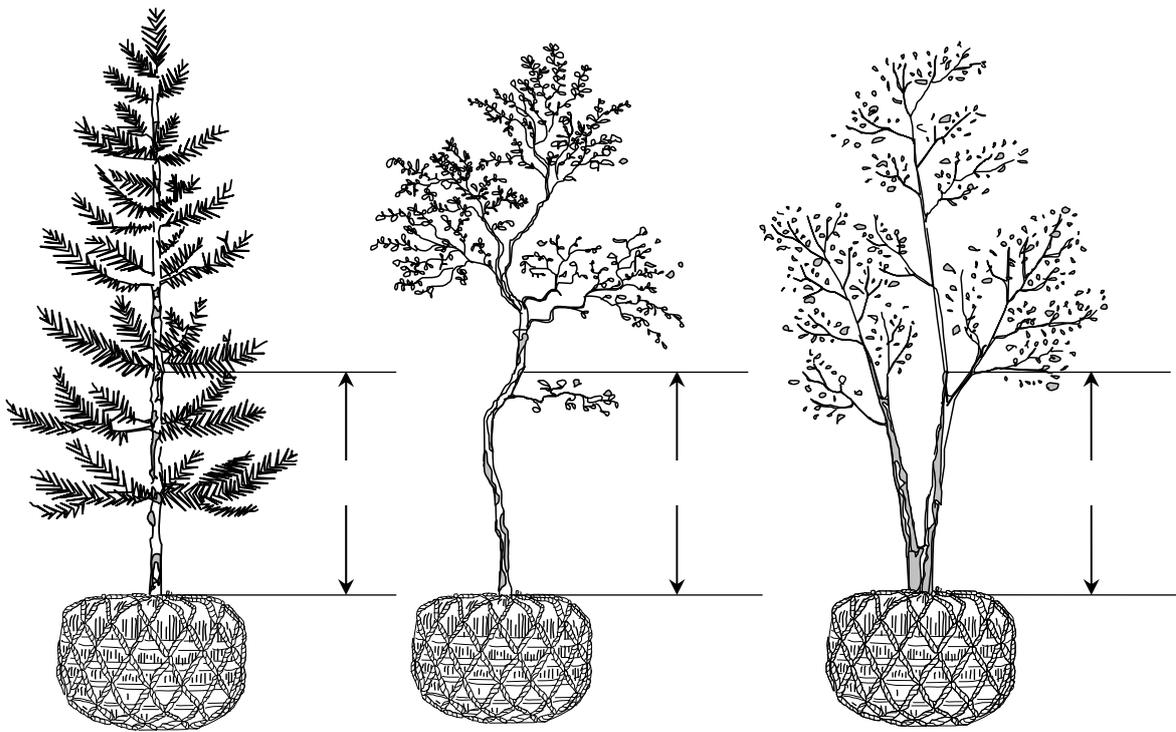
(8) 単幹

幹が、根元近くから分岐せず1本であるもの。

【解説】

単幹とは、1本立の幹のことであるが、一般には1.2mの高さまでは幹が分岐していないものをいう。ただし、枝が出ているものは差し支えない（図2-12、2-13参照）。

樹種によっては、幹は必ずしもまっすぐとは限らず、イヌシデ、アカシデのように樹種特性などにより湾曲しやすいものもあることから、樹種特性による湾曲や多少の湾曲は差し支えないものとする。



(適格)

図 - (参考)

(不適格)

図 - (参考)

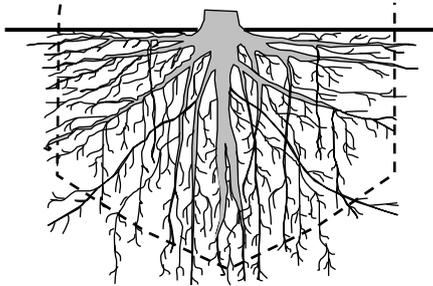
(9) 根鉢

樹木等の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。

【解説】

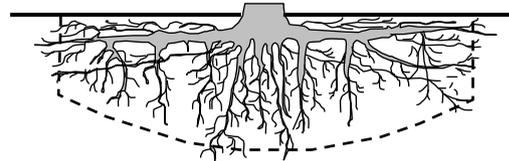
露地栽培の樹木等においては、一般に樹木等を移植するには、根の部分をついたまとまりのある一定の大きさの独楽（こま）形に掘り取る。この独楽形の根群を根鉢^{ねぼち}というが、単に鉢ともいう（図2-14、2-15参照）。

コンテナ栽培の樹木等では、コンテナをはずした時の根系と土のまとまりを根鉢^{ねぼち}という。



深根性の樹木を
掘り取る時の根鉢^{ねぼち}

図 - (参考)



浅根性の樹木を
掘り取る時の根鉢^{ねぼち}

図 - (参考)

(10) ふるい掘り

樹木等の移植に際し、土のまとまりをつけずに掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。

【解説】

ふるい掘りとは、樹木等の移植に際して、掘り取りのあと根巻せず、根を通常の根鉢の径より長めに残し、鉢を付けずに掘り取る方法をいう。これは、細根が出にくい樹木等について行う方法であり、樹齢や移植の時期等に配慮して行われる（図2-16参照）。

通常、ふるい掘りの対象となる樹木は、アオギリ、エンジュ、イチョウ、サクラ類、スズカケノキ等、ポプラ類、ネムノキがあり、目通り周0.18m程度の規格までを行うのが一般的である。

また、ふるい掘りとは異なるが、根巻をしない樹木等には、この他にツツジ類のうちサツキツツジ、ヒラドツツジ等があるが、これは根系に細根が多く根巻をしなくても鉢土が落ちないために、根巻をしないで移植するのが一般的である。

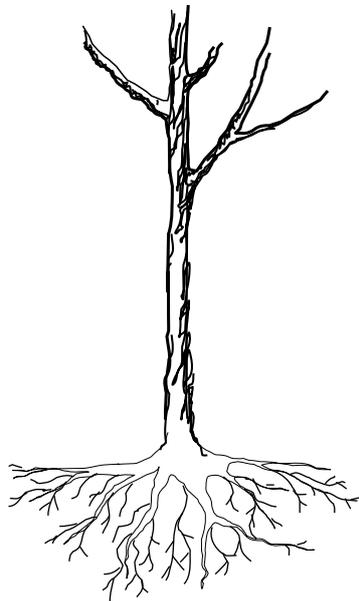


図 - (参考)

(11) 根巻

樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。

【解説】

根巻は、掘り上げた根鉢を運搬するための荷造りの他、鉢の土をよく締め込むことにより、鉢土の割れを防ぐとともに、鉢内の根を土と密着させ根の乾燥を防ぎ、移植後の活着を良好にするために行うものである。

根巻の方法には、鉢側に平行に素縄を叩き込みながら巻いていく「樽巻き」と、樽巻きの後、さらに今度は縦横に鉢をかがるように巻き絡げていく「揚巻き」とがある。大木や貴重な樹木等を移植する場合には、鉢土に直に縄を巻いて締め付けを行った後、更にコモや麻布等で表面を包み、二重に根巻が行われる。

根巻を行う場合に注意することは、根鉢を包むのではなく、根の土を締め込むことが大切である。これは低木や苗木等においても大切である。

根巻きの材料は、基本的には有機質材料であることが望ましい。有機質材料以外の材料を使用する場合には、植栽時に必ず取り外すことが大切である（化学繊維等の材料は腐らずにずっと根を締め付けたままとなるため）。

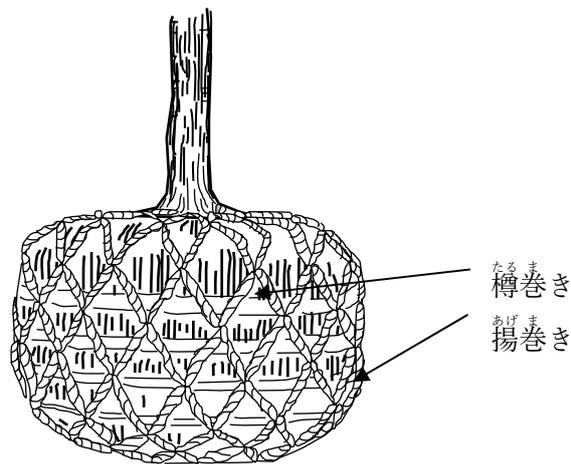


図 - 根巻 (参考)

(12) コンテナ

樹木等を、植え付ける栽培容器をいう。

【解説】

一般に、コンテナプランツとは、何らかの容器内で、一定の期間育成栽培された植物をいい、苗木、グランドカバープランツ等で通常「ポット物」といわれているものは全てコンテナプランツの一種である。この場合の「ポット」の用語は、植木鉢として以前から用いられていた呼称である。

「コンテナ」は、樹木等の「露地栽培」に対応する「容器栽培」の意から生じたもので、樹木生産の現場で用いられている呼称である。本基準(案)では、栽培形態の概念として「コンテナ」を栽培容器の呼称として用いる。

本基準では、これらの育成栽培に使用される軟質ポリエチレン、硬質プラスチック、不織布などのさまざまな材質の容器の他、展示用に使用される木材製、焼物などの容器も含めて「コンテナ」といい、材質、構造などについて特に制限は行わない。これらの容器は、植栽時には取りはずすことが原則である。

なお、現在わが国で公共用の緑化樹木等の育成栽培用に使用されているコンテナは、軟質ポリエチレンと硬質プラスチックの容器が多い。これらの容器で一般に使用が多いコンテナ規格を表2-3に参考として示す。

また近年では、自然環境に配慮した素材として、生分解性ポットの技術が開発されている。

表 - 一般に使用が多いコンテナ径 (参考)

上の径 ()	下の径 ()	高さ ()	容量 ()	底穴 ()
10.5	7.5	8.9	570	穴 (φ1.8) ×1 個
12.0	8.5	10.0	830	穴 (φ1.0) ×4 個
15.0	10.5	12.5	1,600	穴 (φ1.0) ×4 個
18.0	13.0	15.0	2,900	穴 (φ1.5) ×5 個
21.0	14.0	21.0	5,100	穴 (1.7×1.8) ×4 個

(13) 仕立物

樹木の自然な生育にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。

【解説】

緑化材料としての樹木の育成形には、自然に自生する樹種固有の姿（自然樹形）を基本として育成したものと、幹や枝を曲げたり誘引するなどして人工的な形（仕立て樹形）に育成したものがある。

この後者の人工的な仕立樹形を、一般に「仕立物」といい、主に個人庭園等に使用されている。

本基準は、公共用緑化を主体としてることから、「仕立物」としての寸法規格は本基準の中に含まないものとする。

なお、一般的に主要な仕立樹形には、以下、表 2-4 に示すものがある（図 2-18 参照）。

表 - 仕立物の類型

1) 樹幹仕立樹形	①直幹、②曲幹、③斜幹
2) 主幹仕立樹形	① ^{たんかん} 単幹、②双幹、③三幹、④株立、⑤下部双幹型
3) 不整形萌芽樹形	①ズンド、②幹吹き、③枝吹き、④台付形、⑤棒ガシ、⑥片枝形、⑦横流枝、⑧門冠り（校門冠り・幹門冠り）、⑨樹美形
4) 整姿刈込樹形	①蓬萊作り、②段作り、③玉散し

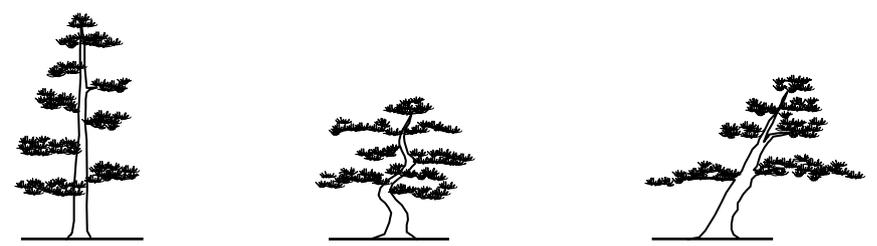
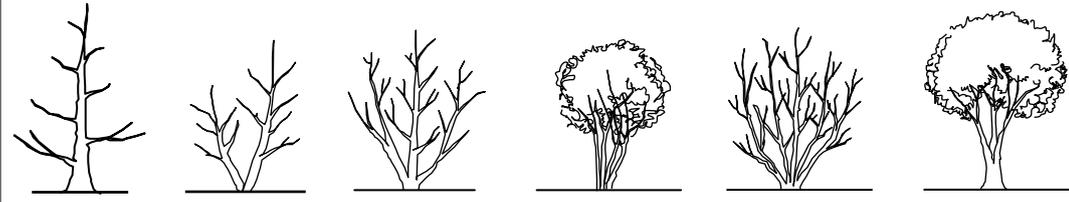
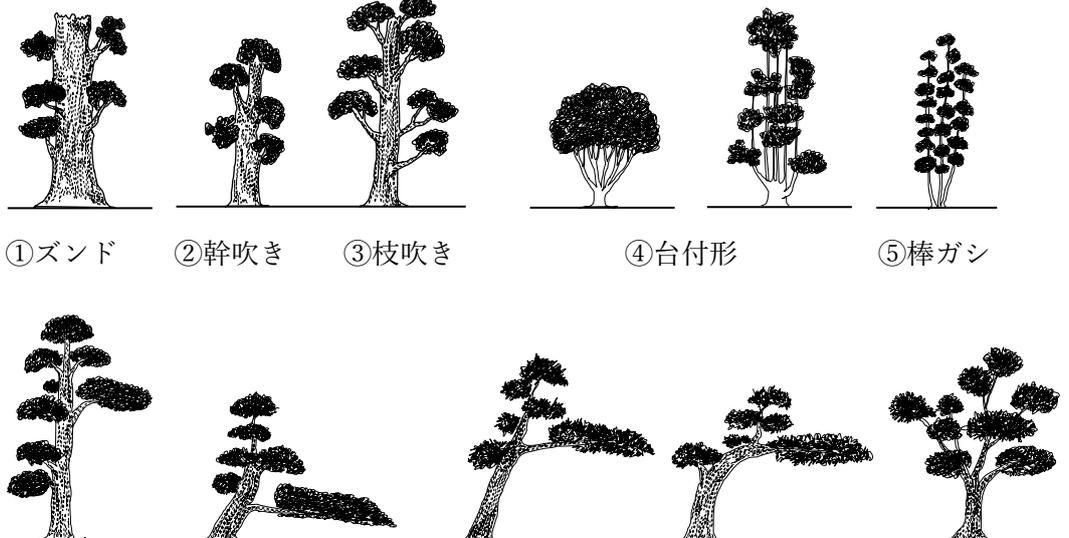
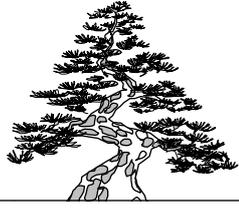
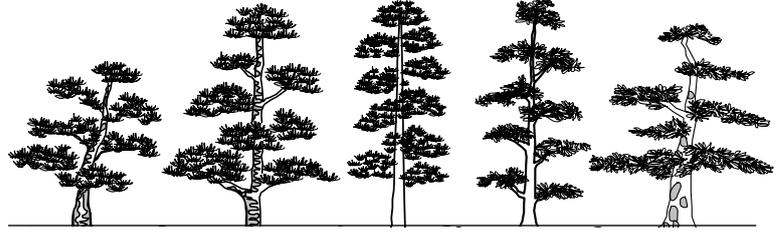
樹幹仕立形	 <p>①直幹 ②曲幹 ③斜幹</p>
主幹仕立樹形	 <p>①單幹 ②双幹 ③三幹 ④株立ち ⑤上部双幹型</p>
不整形萌芽樹形	 <p>①ズンド ②幹吹き ③枝吹き ④台付形 ⑤棒ガシ</p> <p>⑥片枝形 ⑦横流枝 ⑧門冠り (枝門冠り・幹門冠り) ⑨模様形</p>

図 - 仕立樹形 () (参考)

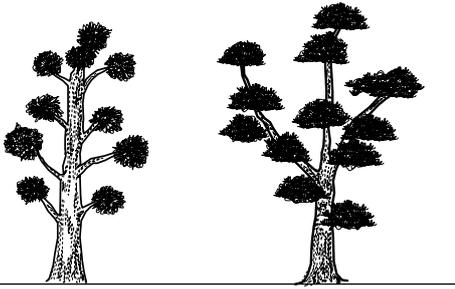
整姿刈込樹形



①蓬菜作り



②段作り



③玉散し

図 - ^{したて}仕立樹形 () (参考)

(14) 寄せ株育成物

数本の樹木等を、根際^{ねぎわ}で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。

【解説】

寄せ株育成物とは、数本の樹木等を育成栽培段階で寄せ植えし、一定期間肥培管理したものであり、出来る限り自然の株立物に近い状態にしたものである。したがって、根鉢^{ねぼち}における根系の絡み合いが、十分に一体化している必要がある。

寄せ株育成物には、イヌシデ、コナラ、マテバシイなどの高木類の株立物のほか、低木としてヒイラギナンテンなどの株物がある。

なお、ヒイラギナンテンについては、樹種特性から根系の絡み合いが一体化する程度が低い、植栽上の問題点はほとんどないと考えられる。



写真 - 高木の寄せ株育成物
(棒ガシ 3本立以上)



写真 - 低木の寄せ株育成物
(ヒイラギナンテン)

(15) 接ぎ木物

樹木等の全体あるいは部分を、他の木に接着して育成したもの。

【解説】

接ぎ木物は、植物体の枝・芽・根などを切り取り、他の植物体の茎・根に接ぎ、相方の形成層を接着させることにより繁殖・育成した樹木等をいう。

接ぎ木は、挿し木とともに重要な繁殖法である。一般に、種子ができないもの、挿し木の活着の悪い樹木等の繁殖に利用される。また、接ぎ木は栄養（無性）繁殖であり品種の特性を維持することが可能であるため、園芸品種の重要な繁殖手段となっている。

その他、接ぎ木は種子繁殖に比較して生育が早くなり開花結実も早くなるため、花木類、果樹に多く利用されている。

クロガネモチの雌木は、接ぎ木をしないと、樹種本来の性質が発揮できず、実も小さいため、同じクロガネモチの台木に接ぎ木を行う。



写真 - 接ぎ木
(苗木の接ぎ木)



写真 - 接ぎ木
(クロガネモチ成木の接ぎ木部分)

2-3 規格の構成

この規格は、品質規格と寸法規格とで構成され、両規格の定めるところをあわせて樹木等の規格とする。

【解説】

本規格は、「品質規格」及び「寸法規格」により構成される。

品質規格は、樹木等の形態や活力の状況についての品質を、主に文章で記述するものである。

寸法規格は、樹木等の形状寸法を、数値で定めるものである。

樹木等の品質と寸法は、密接な関係にあることから、品質と寸法の両規格がそろってはいじめて公共用緑化樹木等としての規格を表すことができるものであり、一方だけの適用は行わないものとする。

表 - 規格の構成

規格基準	品質規格	品質規格は、樹木等の特性を表現する樹形や枝葉 <small>しやう</small> の配分などが良好に整っているか、また移植に耐えるための活力は、十分に備わっているかを確認する。
	寸法規格	寸法規格は、樹木等の樹高 <small>えだぼり</small> や枝張などの大きさを数値によって表し、これを確認する。

2-4 品質及び寸法の判定

品質及び寸法の判定にあたっては、それぞれの樹種の特性に於じた規格を確保するものとする。なお、この規格で定める寸法値は、最低値を示している。従って、当該規格に適合するものは、定められた寸法値以上を有するものとする。

【解説】

樹木等は、生きものであることから工業製品と異なり、個体差あるいは環境条件によって生長にばらつきが生じる。そのため、品質や寸法の判定にあたっては、それぞれの樹種の特性に配慮して、各事業の目的に於じた規格の確保に努めることが重要である。

品質の判定については、2-8 品質規格において解説する。

寸法値の判定については、寸法規格表の寸法値と同一の形状の個体を全数揃えるということは困難であるため、寸法値は最低値を定めたものであり、その寸法値以上であれば当該規格に適合していると判断することになる。

2-5 品質の表示項目

樹木の品質は、樹姿と樹勢に大別して定めるものとし、次の項目により表示する。

●樹姿 … 樹形（全形）・幹（高木のみ適用）・枝葉の配分（出方）・枝葉の密度・
下枝の位置

●樹勢 … 生育・根・根鉢・葉・樹皮（肌）・枝・病虫害（被害状況）

シバ類の品質は、次の項目により表示するものとする。

●葉・ほふく茎・根・病虫害・雑草等

その他地被類の品質は、次の項目により表示するものとする。

●形態・葉・根・病虫害

【解説】

品質を表示する場合、大きく2つの視点が大切である。①その植物の特性を表現する良好な形態が整っているか、②生物として生育するための活力が十分に蓄積されているかである。

樹木の品質は、樹姿と樹勢によって定めることができる。樹姿は、樹形の良否が重要である。それを構成する要素として、幹（高木のみ適用）・枝葉の配分（出方）・枝葉の密度・下枝の位置があげられ、それらの集合したものが樹形（全形）として認識される。樹勢については、生育（活力）状態によって樹木全体の活力が総合的に判定され、それは、根・根鉢・葉・樹皮（肌）・枝の状態及び病虫害の有無（被害状況）によって決定される。すなわち、樹勢は各部位の状態を個別に確認することにより、これを総合的に判断される。

シバ類の品質は、葉・ほふく茎・根・病虫害・雑草等を、草花類の品質は、形態・葉・根・病害・虫害その他地被類の品質は、形態・葉・根・病虫害など、いずれも形態や活力に関する項目を総じて評価される。

2-6 寸法の表示項目

樹木の寸法は、必要に応じ樹高 (H)、幹周 (C)、枝張〔葉張〕(W)、株立数 (B.N) などを用いる (高木には枝張を、低木には葉張)。

シバ類の寸法は、以下のとおりとし、切りシバは 10 枚で 1 束、ロールシバは 2 枚で 1 束を標準とする。

切りシバ … 36cm×28cm×10 枚

ロールシバ … 36cm×140cm×2 枚

その他地被類の寸法は、必要に応じ、ササ類や草本類は芽立数、木本類は高さで株立数、つる性類は主につる長等を用いる。

【解説】

寸法表示については、樹木等の寸法が樹種や樹齢によって一定でないことから、すべての樹種について同じ表示をすることは困難である。

一般に高木は、「樹高 (H)」、幹周 (C)、「枝張 (W)」の 3 つの寸法表示がなされるが、形状 (樹高の低いもの)、樹形 (株立 (物)) によっては、幹周や枝張が定められないものもある。例えば、ウメなどのように根元近くで分岐し、丈の低いものは、根元周を幹周として表示する。また、ヤシなどの特殊樹の樹高は幹高と称して、葉のつけ根までの高さを表示する。さらに、「株立数 (B.N)」を定める場合には、株立の本数を表示する。

低木は、幹周の表示はむずかしいことから、一般に「樹高 (H)」、「葉張 (W)」の 2 つの寸法表示を行う。樹種によっては、樹高または葉張のうち、1 つだけを表示する場合もある。また、必要に応じて株立数を定める。なお、ここでいう高木および低木とは、樹高が高く幹と樹冠の区別が明らかな樹木を高木といい、根元から数本の幹が叢生し樹高は高くならず幹と樹冠の区別が不明瞭な樹木を低木という。

シバ類は、出荷の形状から切りシバとロールシバとに大別される。

切りシバとは、栽培地から一定の規格で土付きの状態で切り取られた切片をいう。切りシバの多くは、栄養繁殖のコウライシバ、ノシバなどの日本シバである。

この切りシバの寸法規格は、古くから多様なものが存在した。今日においても、全国で多様な寸法値の切りシバ類が流通している。本基準(案)においては、これらの寸法値を統一することを目的として、切りシバにおいては 36cm×28cm×10 枚、ロールシバにおいては 36cm×140cm×2 枚をそれぞれ 1 束として、これを基本標準としたものである。

なお、ロールシバ (巻シバ) とは、刈込みを行った後、細長い形で切り取られ、ロール状に巻いて出荷されるものをいう。ロールシバには、コウライシバ、ノシバなどの日本シバの他、西洋シバはケンタッキーブルーグラス、バミューダグラス、ベントグラスなどの生産が行われている。

その他地被類は、現在流通しているものを分類すると大きく木本類、草本類、つる性類、ササ類の4つに分類される。

ササ類や草本類は、主に芽立数が表記される。芽立数とは、1つの株から発生している芽の数量（3芽立、5芽立など）をいう。

木本類では、高さと同立数で表記されることが多い。同立数とは、コンテナ内に栽培されている植物の株の本数（1本立、3本立など）をいう。

つる性類は、主につるの長さが表記されるが、この長さは横方向や垂直方向などに伸びた、つるの先端から根鉢ねぼちの上端までの長さとする。つるが数本ある場合には、最長の1本を規格表示の寸法とする。

表2-6に、代表的なその他地被類の寸法規格を参考として示す。寸法を表す項目として、高さ（H）（長さを用いる際は“L”を数字の前に付記）、枝張えだばり（W）、コンテナ径を用いる。

表 - その他地被類の寸法規格 (参考)

類型	種	高さH()	枝張W()	コンテナ径()
木本類	アカバメギ	0.3		10.5
	アベリアエドワードゴーチャ	0.2		12.0
	ウンナンオウバイ	L 0.3		10.5
	オウバイ	L 0.3		10.5
	コクチナシ		0.3	12.0
	サルココッカ	0.15		10.5
	セイヨウイワナンテン	0.15		10.5
	ナギイカダ		3 本立	10.5
	ヒペリカムカリシナム		3 芽立	10.5
	ヒペリカムヒデコート		3 芽立	10.5
	ハイビヤクシン類	L 0.3		15.0
	ヒメウツギ	0.3		12.0
	フィリフェラオーレア	0.2		10.5
	ブッドレア		1 本立	10.5
	フヨウ		1 本立	10.5
	ミヤギノハギ		3 芽立	10.5
	ヤマハギ		3 芽立、5 芽立	10.5
	ヤブコウジ		3 芽立	9.0
	ロニセラニチダ	0.2		10.5
	草本類	アガパンサス		
アジュガ				9.0
イカリソウ				10.5
エビネ				10.5
オオバジャノヒゲ			3 芽立	10.5
オオキンケイギク			株	10.5
キチジョウソウ			3 芽立	10.5
ギボウシ				10.5
クサソテツ			1 本立	12.0
シバザクラ			3 芽立	9.0
シャガ			3 芽立	10.5
シャスターデージー			3 芽立	9.0
シュンラン				10.5
シラン			球	10.5
シロバナサギゴケ				9.0
宿根バーベナ			3 芽立	9.0
宿根フロックス				10.5
スイセン			球	10.5
セキショウ			3 芽立	10.5
タマスダレ			3 球入	10.5
タマリユウ			5 芽立	7.5
ツワブキ			3 枚葉	10.5
トクサ			5 本立	10.5
ドイツズラン			3 芽立	10.5
ノシラン			3 芽立	12.0
ハナニラ			3 球入	9.0
ハナショウブ			株	10.5
ハラン			3 枚葉	12.0

表 - その他地被類の寸法規格 (参考)

類型	種	高さH ()	枝張W ()	コンテナ径 ()	
草本類	ヒガンバナ		球	10.5	
	ヒメシャガ		3 芽立	10.5	
	ビンカミノール		3 芽立	9.0	
	フィリヤブラン		3 芽立	10.5	
	フッキソウ		3 芽立	9.0	
	ヘメロカリス			10.5	
	ホトトギス			10.5	
	ポテンチラ			9.0	
	マツバギク		3 芽立	9.0	
	ヤブラン		3 芽立	10.5	
	ユキノシタ		株	9.0	
	ラミューム		3 芽立	10.5	
	リシマキア		3 芽立	9.0	
	リュウノヒゲ		5 芽立	9.0	
	つる性類	アケビ	L 0.3		9.0
イタビカズラ		L 0.1		9.0	
アメリカツルマサキ			3 芽立	10.5	
オオイタビ		L 0.1		9.0	
カロライナジャスミン		L 0.2		9.0	
キウイ				10.5	
キツタ		L 0.2	1 本植	9.0	
コトネアスター類		L 0.3		10.5	
スイカズラ		L 0.3		9.0	
ツクヌキニンドウ		L 0.3		10.5	
ツルマサキ類		L 0.3		10.5	
テイカカズラ		L 0.3		9.0	
ナツツタ		根元径 2mm		9.0	
ニシキテイカ		L 0.3		9.0	
ビグノニア		L 0.2		9.0	
ビナンカズラ		L 0.3		10.5	
ヘデラ・カナリエンシス		L 0.3	3 本立	10.5	
ヘデラ・グレーシャー		L 0.3	3 本立	9.0	
ヘデラ・コルシカ		L 0.2	1 本立	9.0	
ヘデラ・ゴールドハート		L 0.3	3 本立	9.0	
ヘデラ・ピッツバーグ		L 0.3	1 本立	9.0	
ヘデラ・ヘリックス		L 0.3	3 本立	9.0	
ムベ		L 0.3		10.5	
ササ類		オカメザサ		3 芽立	12.0
		オロシマチク		3 芽立	10.5
	クマザサ		3 芽立	12.0	
	コグマザサ		3 芽立	10.5	
	チゴザサ		3 芽立	10.5	
	ミヤコザサ		3 芽立	12.0	
その他	玉リュウ	マット栽培品約1m ²			

2-7 寸法の表示単位

樹高(H)、^{みきしゆう}幹周(C)、^{えだぼり}枝張あるいは^{はぼり}葉張(W)は、いずれもメートルで示すものとする。なお、株立(物)の株立数(B.N)は、「○本立以上」として示すものとし、本数及び芽立数は、2～、3～等で表わす。

【解説】

寸法規格の構成は、表 2-7 の基本構成にそって表示されるものとし、表示単位はメートルで示すものとする。

なお、表の< >内の数値は、生垣等に使用される樹種のみで使用される中間寸法値である。

表 - 寸法規格の基本構成

高木	樹高 (H)	0.50	1.00	<1.2>	1.50	<1.8>	2.00	2.50	3.00	3.50	4.00
		4.50	5.00	6.00	7.00						
	^{みきしゆう} 幹周 (C)	0.10	0.12	0.15	0.18	0.21	0.25	0.30	0.40	0.50	0.60
		0.70	0.80								
	^{えだぼり} 枝張 (W)	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00	1.20
		1.50	1.80	2.00	2.50	3.00	3.50	4.00			
低木	樹高 (H)	0.10	0.15	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	0.70	0.80	1.00
		1.20	1.50	1.80							
	^{はぼり} 葉張 (W)	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.50	0.60	0.70
		0.80	0.90	1.00							

注1) 略号

樹高 (H) = height

枝張 [葉張] (W) = width

幹周 (C) = circle

株立数 (B.N) = branch number or trunk number

注2) 高木

ここで示す「高木」とは、幹が通常単幹で太くなり、枝条とは明瞭に区別され、樹高が高く伸びる樹木をいう。樹高については明確な基準はないが、一般的に3~5m以上の樹高になるものをいう。

注3) 低木

ここで示す「低木」とは、十分に生育しても高く生長しない樹木で、通常は幹が発達しない株立状のものが多く、幹が単一で株立状にならないものもある。樹高は、明確な基準はないが、一般的に生長しても3m以下のものをいう。

また、近年、中木という表現がみられるが、通常、植栽時の呼び方で2~3mまでのものが「中木」と呼ばれている。

2-8 品質規格

表 - 樹木の品質規格表〔樹姿〕

項目	規格
樹形 (全形)	樹種の特성에 応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木のみ適用)	幹が、樹種の特성에 応じ、 ^{たんかん} 単幹もしくは株立状であり、但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
^{しやう} 枝葉の配分	配分が、四方に均等であること。
^{しやう} 枝葉の密度	樹種の特性に 応じて ^{せつかん} 節間が詰まり、 ^{しやう} 枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	^{じゆかん} 樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。

表 - 樹木の品質規格表〔樹勢〕

項目	規格
生育	健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達がよく、四方に均等に配分され、 ^{ねぼち} 根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
^{ねぼち} 根鉢	樹種の特性に 応じた適正な ^{ねぼち} 根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう ^{ねまき} 根巻やコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮（肌）	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に 応じた枝を保ち、 ^{とちようし} 徒長枝、 ^{こそんし} 枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に 応じ適切な ^{せんてい} 剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表 - シバ類の品質規格表

項目	規格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長 ^{とちよう} 、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥、土くずれのないもの。
病虫害	病害（病斑 ^{びょうはん} ）がなく、害虫がないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種などが混入したりしていないこと。また、根際 ^{ねぎわ} に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

表 - 草花類の品質規格表

項目	規格
形態	植物種の特性に応じた適正な形態であること。
花	花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、いきいきとしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病害	発生がないもの。
虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表 - その他地被類の品質規格表

項目	規格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

【解説】

以下、各項目別に解説する。

なお、樹木等の使用目的、使用場所などの植栽条件によっては樹姿などの品質について必ずしも本規格によらないこともありうるものとして、特記指定する。

(1) 樹姿

1) 樹形 (全形)

樹種の特성에応じた自然樹形で、樹形が整っていること。

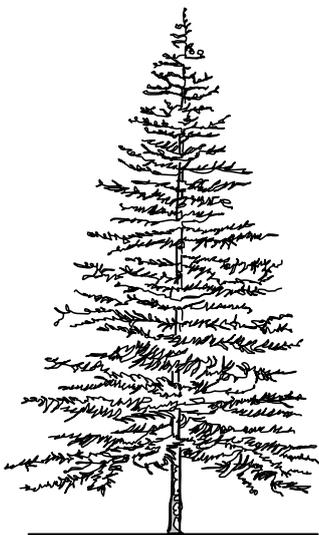
【解説】

樹種の特性に応じた自然樹形とは、人の管理下にはあるが、強度の人為的作用を受けておらず、樹木本来の樹形を損なわない範囲のものや、かつて強度の人為的作用を受けたが、現在は樹種特有の樹形に復元したものをいう。

自然樹形には、円錐形、球形、鐘形などのような整形をなすものと、不整形のものがある。不整形の代表的な樹種には、マツ、モミジ、ウメ、サルスベリなどがある (図 2-19、2-20 参照)。

また、幼木の間は整形であるが、老木となると不整形となるものもある。逆に幼木の間は不整形であるが、老木となると整形となるものもある。このように、樹形とは樹種の特性・樹齢により様々な形を形成するものである。

樹形として大切なことは、その樹種の特性をよりよく表し、全体的にバランスのとれた形態となっていることである。



コウヤマキ、ドイツトウヒ、ヒマラヤスギ、キンモクセイ、モッコク、イチヨウ、トチノキ、ユリノキなど

図 - 整形樹 (参考)



クロマツ、イヌマキ、ウバメガシ、イロハモミジ、ウメ、サルスベリ、ナンキンハゼ、ネムノキなど

図 - 不整形樹 (参考)

2) 幹（高木にのみ適用）

幹が、樹種の特徴に応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。

【解説】

一般的な公共用緑化樹木は、庭園などで鑑賞本位に植栽される樹木のように、極度に幹を曲げて仕立てられたいわゆる仕立物である必要はなく、その幹は樹種の特徴に応じて自然に成長した形のものがある。

樹種を持つ幹の特性によると、高木性の樹木は単幹の性質を持つものが多いが、全ての樹木が単幹ではなくその特性上幹が曲がりやすい樹木や株立状になる樹木などもある。

公共用緑化樹木といっても必ずしも単幹だけが求められるわけではない。自然風な緑地や水辺等の使用現場においては、直幹の樹木よりも斜幹や曲幹の樹木の方が周囲に調和し、美しい場合もある。よって、自然樹形で幹が単幹とならないのはこの限りではない。

なお、樹種を持つ幹の特性については、一般に以下のように整理される（図 2-21～2-23 参照）。

〔幹が直立しやすい樹木〕（図 2-21 参照）

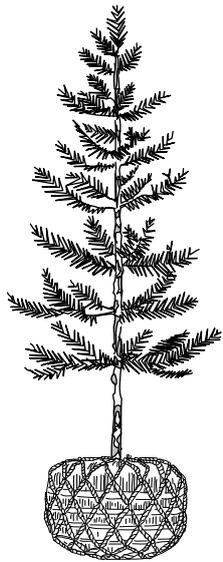
ヒマラヤスギ、イチョウ、カツラなど

〔幹が曲がりやすい樹木又は幹が分かれやすい樹木〕（図 2-22 参照）

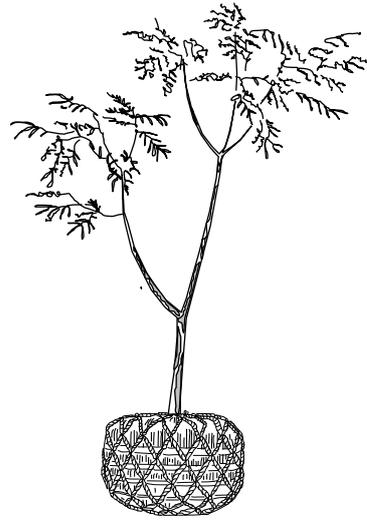
カクレミノ、ナナカマド、アカシデ、イヌシデ、イロハモミジ、ウメ、マテバシイ、サルスベリ、ネムノキなど

〔幹が株立状になる樹木〕（図 2-23 参照）

オトメツバキ、キンモクセイ、サザンカ、サンゴジュ、ネズミモチ、ヒイラギ、ヒイラギモクセイ、ヤブツバキ、シモクレン、ムクゲなど



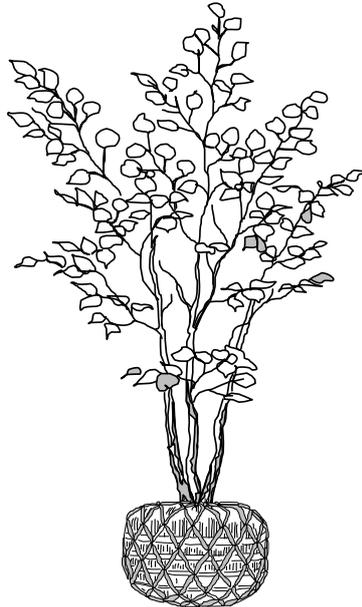
ヒマラヤスギ、イチョウ、カツラなど



カクレミノ、ナナカマド、アカシデ、イヌシデ、
イロハモミジ、ウメ、マテバシイ、サルスベリ、
ネムノキなど

図 - 幹が直立しやすい樹木 (参考)

図 - 幹が曲がりやすい樹木又は
幹が分かれやすい樹木 (参考)



オトメツバキ、キンモクセイ、サザンカ、サンゴジュ、
トウネズミモチ、ネズミモチ、ヒイラギ、ヒイラギモク
セイ、ヤブツバキ、シモクレン、ムクゲなど

図 - 幹が株立状になる樹木 (参考)

3) 枝葉しやうの配分

配分が、四方に均等であること。

【解説】

枝葉しやうの配分とは、着枝・着葉の全体的バランスである。

枝葉しやうは、個々の樹種のもつ固有の特性、樹齢などにより、適正な位置と適度の間隔で発生している。例えば、アオギリのように、枝が幹の同一の位置から車輪状に出るものもある。また、クヌギのように、枝が粗生するものもある。また、この枝葉しやうの配分は、生育環境などによって偏りが生じたりすることが多い。

したがって、求められる枝葉しやうの配分とは、立面的・平面的に枝葉が樹種の特性や樹齢に応じて、バランス良く分布していることである（図2-24 参照）。

他の樹木や建物等のすぐ近くで栽培された樹木は、片枝となりやすく、一般に公共用緑化樹木としては不適當である（図2-25 参照）。

参考として、以下に樹種の持つ枝葉しやうの配分の一例を示す。

〔枝が車輪状に着生する樹種〕（図2-26 参照）

クロマツ（若木）、アオギリ、リョウブなど

〔枝が粗生する樹種〕（図2-27 参照）

イヌマキ、クヌギ、ネムノキ、ユズリハなど

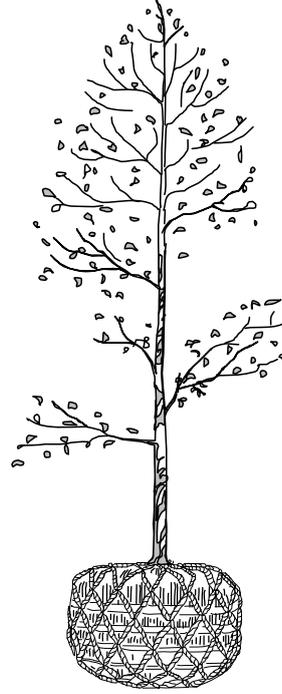
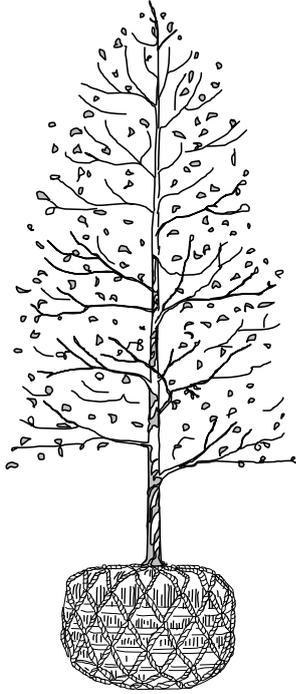
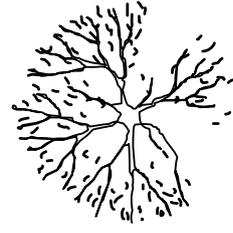
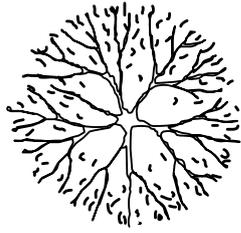


図 - 良好な枝葉の配分 (参考)

図 - 不良な枝葉の配分 (参考)

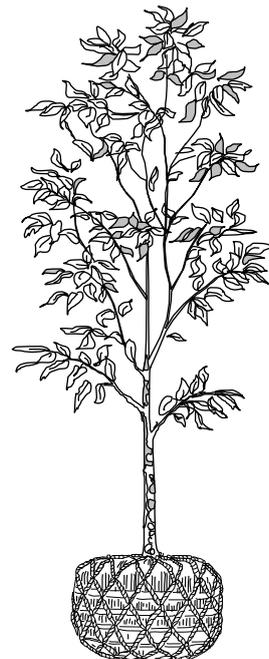
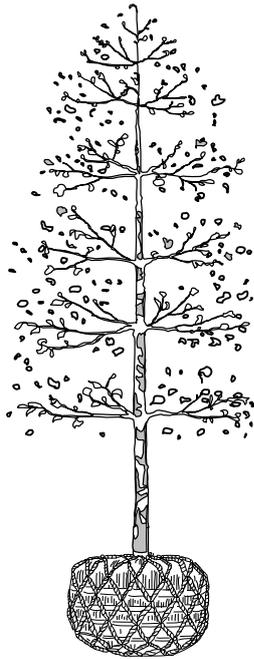


図 - 枝が車輪状に着生する樹木 (参考)

図 - 枝が粗生する樹木 (参考)

4) 枝葉の密度

樹種の特성에応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。

【解説】

枝葉の密度とは、樹木の枝と葉の分布の割合である。

樹木の枝葉の適正な密度は、樹種によって異なり、その形態は多様であることから、工業製品のように一定の値で表示することは困難である。

公共用緑化樹木においては、個々の樹種のもつ固有の特性に応じて節間が詰まり、それぞれの枝葉密度により樹冠が形成されている必要がある。特に、葉は光合成をするために陽光を必要とする。したがって、採光性・通風性が好ましい状態に葉が分布しており、かつ枝と枝が絡み合うことのない状態が望ましい。

また、徒長枝が多い枝葉、天狗巣病などにより一部が異常に繁茂した枝葉、あるいは生育不良により短い細枝が主要な枝や幹から直接密生しているなどの樹木は不適當である。

なお、ここでいう徒長枝とは、樹木の枝から、春や秋以外の不定期に発生する強くて大きい枝で、他の枝と異なり真直ぐに勢いよく伸長する枝をいう。



図 - 徒長枝 (参考)

5) 下枝の位置

樹冠^{じゅかん}を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。

【解説】

下枝とは、樹形の下部の主要枝（樹冠^{じゅかん}を構成している力枝）をいう。

下枝の着生高は、樹種や樹齢によって多様であり、これを一概に決めることはむずかしいことから、個々の樹種のもつ固有の樹形を勘案して、適正な位置であることが望ましい。

なお、公共用緑化樹木の中でも街路樹（高木）に使用される樹木は、自動車や歩行者（自転車通行者を含む）の通行に支障のないことが要求されるため、一般の公共用緑化樹木とは下枝の取り扱いが異なる（参照：道路構造令第12条）。

なお、ヤシ類などの特殊樹にあたっては、下枝の規定は適用されない。

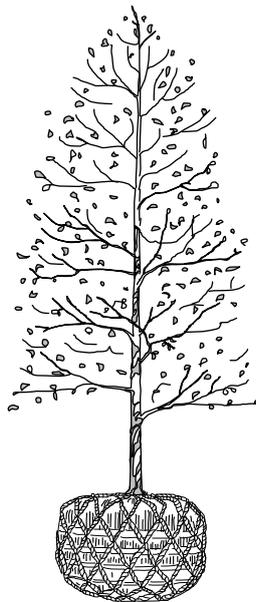


図 - 標準的な状態（参考）

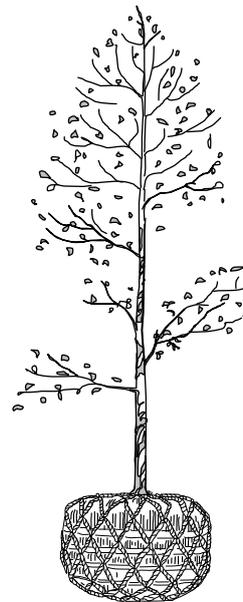


図 - 下枝の枯れ上がった状態（参考）

(2) 樹勢

1) 生育

健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力がある健康な状態で育っていること。

【解説】

公共用緑化樹木は、伸長生長、肥大生長とも良好な生長を示し、幹の異常な変色・剥離、枝の枯損、葉の変色・変形などがなく、根は細根が十分に発達したものが適当である。

生育とは、樹木の生理的健康状態を樹木の全体から総体的に見て評価したものである。

樹木は、植物という生きものであることから、良好な生育をしているものであれば形態や葉などに変化はなく生き気ある状態に育っている。特に、生育著しい若木であれば、その生き生きとした状態が枝葉しよくに表れている。

なお、移植の為に根巻された樹木は、活着のための活力を根鉢ねぼちの中に閉じ込められた状態であることから、そのことをふまえた生育状態の確認が望まれる。

2) 根

根系の発達がよく、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。

【解説】

公共用緑化樹木にとって、植栽後の活着を完全なものにするためには、根が良好な状態であることが大切な要件である。

根は、一般に新鮮な白根部より養水分を吸収するといわれている。

露地栽培樹木は、掘り取りにあたり根系の多くを切断するため、根、特に白根の形態は崩され、生理活動が低下し、活着能力が低下する。これをおぎなうためには根廻しを行うことにより、鉢の周り四方向に均等に多数の細根が発生していること、また樹幹を支えるための主根が四方に張り根群が充実していることが重要である。

そのためには、苗畑で樹種の特性に依じて十分な根づくりがされたものであることが大切である。山取りして直ぐのものや、長い間畑に根廻しもせず放置されたものは、根がまばらで根鉢の範囲内には細根も少ない。

また、根部における菌類・虫類・小動物による病虫害の発生、あるいは根廻し時の損傷は、腐食して養水分・酸素の吸収に障害をあたえ、生育機能低下の原因となるため、十分な防除及び養生を必要とする。

この他に、根は乾燥に弱く、ひからびた根の多いものは活着がむずかしいので避けなければならない。

コンテナ栽培樹木においては、樹木の大きさに対応したコンテナに入れてから一定以上の期間育成栽培をおこない、容器内で細根を十分に発達させたものであることが大切である。しかしながら、コンテナに入れてから長期間植替えを行わないでいると、根は容器の壁に沿ってぐるぐると何重にも廻って根の壁を形成する。このような状態になったものはそのまま植え付けると成長が停滞したり枯死したりする恐れがある。

また、逆に大きいコンテナに植え替えた後、短期間で出荷すると根の発達が不十分であるため、輸送中に根鉢が割れたり土がこぼれたりする。

一般に、コンテナをはずした時、根が上記のような状態にあるものは好ましくない。

3) 根鉢

樹種の特성에応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻やコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。

ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。

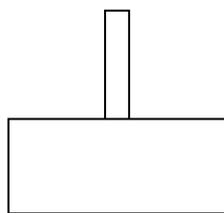
【解説】

根鉢とは、樹木を移植する際に掘り上げる根系を含んだ土のまとまりをいう。

根鉢は、樹木の根元に土がしっかりと付き、鉢くずれ、根切れ、乾燥が起きない程度に大きく取り、常に湿り気が保持されていることが重要である。

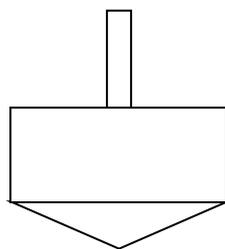
根鉢の大きさ（直径）は、幹の根元の直径（根元径）によって異なり、その標準は一般的に根元径の4～5倍である。ふるい掘りの場合は、一般の根鉢よりも広く根系を掘り上げ、細根も丁寧に細部まで掘り上げなければならない。鉢の深さ（高さ）は、根の状態（細根のある範囲）で決定されるので一律に定めることはむずかしいが、一般的に用いられているおおまかな目安はある図2-31のとおりである。

掘られた鉢は、荒縄・わら・こも、その他の資材（基本的に有機質材料であることが望ましい）によって堅固に巻かれていることが大切である。



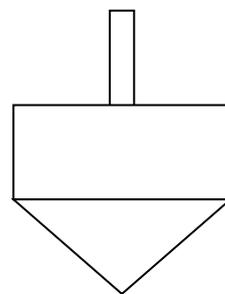
根が浅いところだけに広がっている樹木に用いる

皿鉢（さらばち）



樹木一般に用いる

並鉢（なみばち）



マツ類などの深根性の樹木に用いる

貝尻（べいじり）

図 - 根鉢の標準的な形（参考）

4) 葉

正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。

【解説】

葉の形姿は、樹種特有の形をしているもので、大きさ・色・肉厚が正常で、しおれなど生じていない光沢のある発育の良好なものが要求される。

樹木の葉の異常は、病虫害・有毒ガス・日焼けなどにより直接葉に被害が生じる場合と、根や幹・枝に異常が生じ、その結果、葉の萎縮、変色または異常肥大、軟弱葉などの症状が出現する場合とがある。いずれにしても、葉部において異常のあることは識別しやすく、そのような樹木は公共用緑化樹木として不適當である。

ただし、虫害などの被害がわずかで、搬入時には害虫が付着していないものは支障がない。



写真 - 正常な葉



写真 - 異常な葉

5) 樹皮 (肌)

損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。

【解説】

樹皮 (肌) は、樹種・樹齢に応じた正常な形態・色を有し、形姿の良好なものでなければならない。具体的には、大きな傷・折れ目・裂目を生じていない良好なものが望ましい。

一般的に、樹勢の衰えた樹木の樹皮は、変色・剥離などの症状があらわれる。また、完治していない大きな傷や腐朽部は進行すると、うろ (中が空洞になっているところ) になる場合もあるので、注意しなければならない。



写真 - 正常な樹皮



写真 - 異常な樹皮

6) 枝

樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。

【解説】

枝は、必要な場合を除き、個々の樹種の特性を示す形態であること。また、徒長枝、枯損枝・枝折などの処理及び育成・移植のための剪定が適切に行われているものとする。

必要な場合とは、露地栽培樹木を植栽の適期以外に植栽を行う場合や、必要により根系の発達が悪い樹木（山取りものなど）を植栽する場合で、このような場合は強度の枝抜きをしなければ活着が困難なことが多い。

また、露地栽培樹木においては、通常の植栽時においても苗畑において長く伸びていた根系を詰めて移植を行うわけであるから、水分収支のバランスをとるため、不要な枝等を剪定して植栽が行なわれることが多い。その際の剪定も、基本的に樹種固有の樹形を乱すようであってはならない。



写真 - 徒長枝



写真 - 枯損枝

7) 病虫害

発生がないもの。過去に発生したことがあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

【解説】

病虫害とは、樹木が病菌や害虫から受ける被害であり、樹木の生育機能の低下の原因となるものである。

病虫害には、自然に治癒する軽症のものから、枯死に至る重傷のものまであり、その患部は葉・枝・幹・根など樹木全体に及ぶ。公共用緑化樹木は、一般に野外環境で生産されることから、ほとんどの樹木に病虫害の可能性があると見てよい。

検査にあたっては、樹木全体を丹念に調べ、軽微なものは採用するとしても、今後生長に差支えが認められるものは除外しなければならない。

また、毛虫などによる葉の食害で、被害がわずかであると同時に害虫がいないものは採用するとしても、幹に穴があいているもの（テッポウムシ類が内部を食害）、カイガラムシなど駆除がむずかしい害虫が付着した樹木や、病害のある樹木は除外しなければならない。

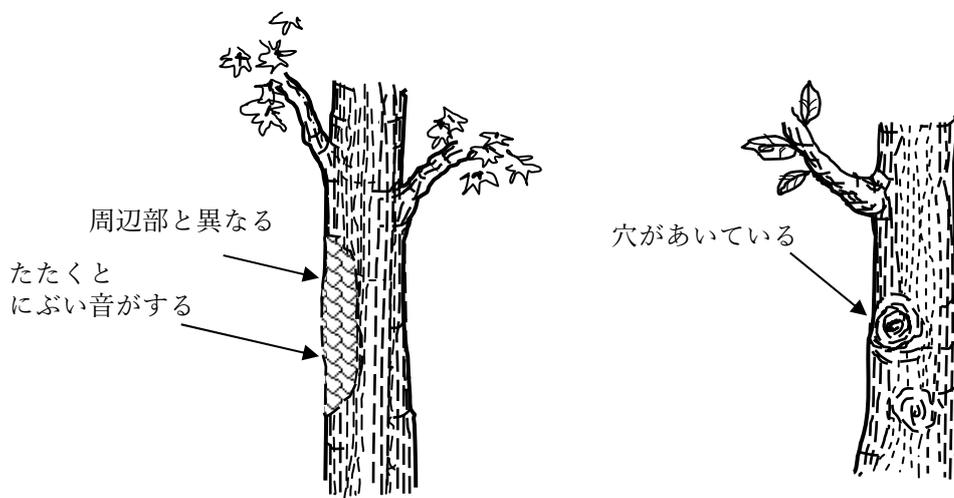
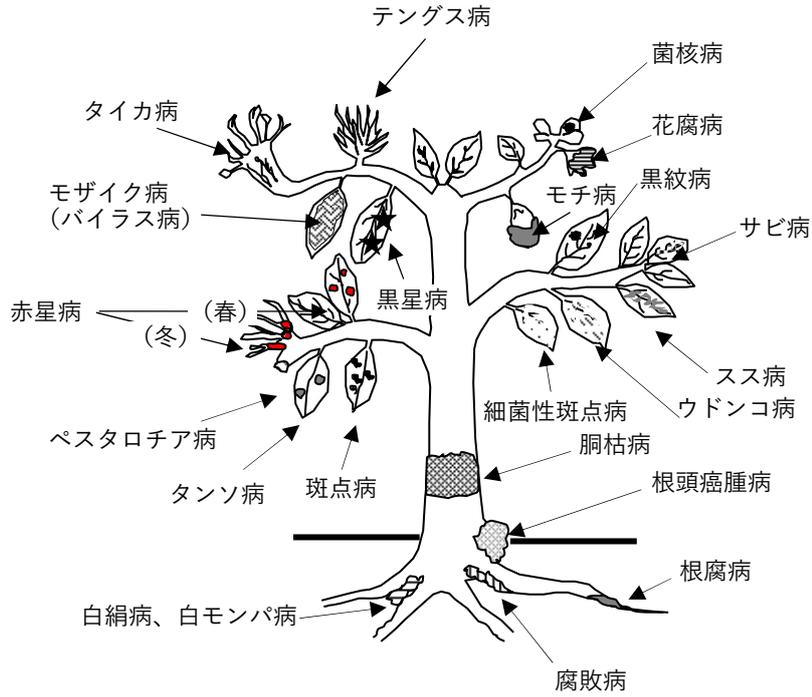


図 - 幹の病虫害例 (参考)

<病害> (3本立の樹木)



<虫害>

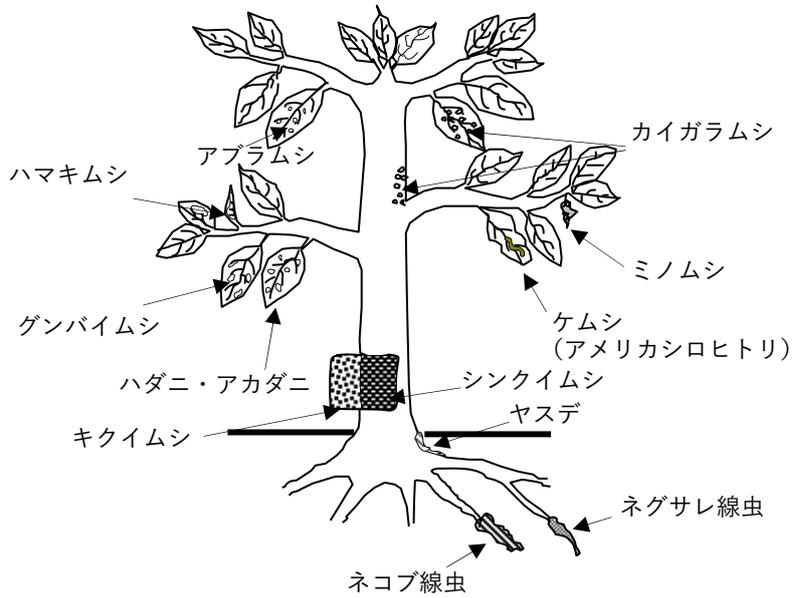


図 - 病虫害の例 (参考)

(3) シバ類

1) 葉

正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。

【解説】

正常な葉形や葉色とは、栽培地での養分の過多・欠乏、過湿、生長抑制剤等の薬剤などの影響を受けず、葉形が徒長・萎縮しない、新鮮な緑色を呈しているものをいう。徒長した葉は、栽培地が日陰で養分が多過ぎる場合に生じる。また、窒素不足での栽培は、淡黄色の葉となりやすい。

正常な密度とは、密生した株や良好なほふく茎から構成されるものである。このようなシバは、栽培地で十分な品質管理のもとに生産されたもので、芝張り施工後、均一に密生した美しい芝生を形成する。

葉に、萎縮や蒸れが生じているものは、一般に畑から切り取った後日時が長く経過したものに多く、活着率に悪い影響を与える。

葉が均一に密生していないものは生育が頻繁段階にあり、まだ密生する段階にいたっていないものといえる。このようなシバは、均一で美しい芝生になるまでに時間を必要とする。

刈込みの高さは、シバの種類や生育時期、季節などにより異なるが、コウライシバ、ノシバなどの日本シバでは概ね 2cm 程度である。



写真 - 正常な葉身の状態 (ノシバ)

太陽光を得るため相互に日陰をつくらない密度で葉が生育している。



写真 - 枯葉の状態 (ノシバ)

2) ほふく茎

ほふく茎が、生きある状態で密生していること。

【解説】

シバ類のなかには、西洋シバ（ベントグラスなどを除く）のように株で増えるものと、コウライシバ、ノシバのようにほふく茎で増えるものがある。

均一で美しい芝生をつくるためには、株やほふく茎が生きある状態で密生していることが大切である。なお、ほふく茎は新しく伸長して、節間が短く、白くて丈夫なものが良く、伸長して時間が経過した暗褐色、黒色のものは取り除くことが望ましい。



写真 - ノシバの匍匐茎
地表面で伸長する匍匐茎。
節間長が短いものが活力がある。



写真 - 不適切な茎葉の状態
(コウライシバ)

3) 根

根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。

【解説】

シバ類の根にとって、みずみずしく乾燥していないことは、植栽後の活着に大きな影響を与える要因である。

土が乾燥したものは、切り取り後、長時間を経過したものか、運搬途中の養生が悪いものである。このような状態は、休眠中のシバにはあまり影響はないが、一般に気温が上昇してから長時間放置されたものは、活着率に影響を与えるため注意を要する。

また、土くずれのあるものは、栽培時に根が粗であったか、結束、運搬途中の養生が悪かったものであり、いずれも活着率は非常に悪くなる。なお、土は粘性土などが混入せず、畑土のみであることが望ましい。



写真 - 根の状態



写真 - 根の状態

4) 病虫害

病害（びょうほん病斑）がなく、害虫がいないこと。

【解説】

シバの病気は、気温、湿度、日照などの自然条件が原因になる他、刈込みや施肥などの人為的管理の良否にも影響を受ける。

病害の主なものとして、さび病、ラージパッチ病などが挙げられる。葉の表面に、さびのような斑点があり、触れると黄褐色の粉がつくようであればサビ病である。また、同心円状に芝生が茶色になるのは、ラージパッチ病・ブラウンパッチ病などである。

害虫の主なものとして、コガネムシやツトガ、ヨトウムシなどが挙げられる。小さなヨトウムシは日中、葉上で発見することができる。ツトガは、日中地際部にいるためよく注意する必要がある。

このように、病気、害虫ともにその生態を理解した上で、害を最小限にとどめる必要がある。

表 - シバ類にみられる主な病虫害の症状

症状	原因
・葉にサビ色の斑点がある	・病気：さび病
・葉が茶色になる	・病気：ラージパッチ病（斑葉病）、 ブラウンパッチ病
・葉がなくなる	・害虫：ツトガ、ヨトウムシ
・芽が出ない	・病気：春はげ病 ・害虫：コガネムシ



写真 - 害虫（コガネムシ）



写真 - ラージパッチ病（斑葉病）

5) 雑草等

石が混じったり、雑草、異品種等が混入していたりしないこと。また、根際^{ねぎわ}に刈りカスや枯れ葉等が堆積していないこと。

【解説】

石などが混じっていると、刈込みの際、芝刈機の刃を損なうばかりでなく、シバの生育を阻害する。

雑草は、芝生的美観を損なうだけでなく、成長差や繁殖様式の異なりから、シバの生育を阻害する。雑草の根は、切り芝の裏からみると、シバ根と異なり見分けがつくため、裏から引き抜くと容易に除去することができる。

異品種の混入は、栽培時に異品種の播種を行うことによって発生する場合や、近隣からの種子飛散や、根茎の一部の進入（栄養繁殖）によって発生する場合があります、葉の形状や葉色等を観察し、あらかじめ除去しておく必要がある。

刈りカスや刈り葉が、過度に堆積しているものは、養水分を遮断してシバの生育を阻害したり、病虫害の発生源になったりするため、切り取り時や積車時の前に除去しておくことが望ましい。



写真 - 雑草の侵入
(チガヤ・コニシキソウの侵入)



写真 - 刈りカスや枯葉の堆積
(ピロードシバ)

(4) 草花類

1) 形態

植物種の特性に応じた適正な形態であること。

【解説】

草花の形態とは、植物の形態学上でいう花部（個々の花と花序）と葉部（葉・枝・葉群）により構成される草姿を全体としてとらえたものである。

花壇等に植栽する草花の多くは、ポット苗ないしセル苗である。ポット苗は、播種後に育苗用のポットに移植、養生された苗である。セル苗は、発芽育苗器との兼用でセルが連結したトレイに播種、養生された苗であり、ポット苗と比較すると定植までの養生期間が短いことから、小ぶりである。草花のポット苗は一般に、播種後2か月から5か月程度養生されたものである。一年草の場合、定植地での生育・開花期間は長いものでも5か月程度であることから、定植時の形態の良否はその後の生育や開花状況を左右する。

この形態、すなわち、草姿は、種の特性に依りてバランスがとれ、しっかりとしてよく整ったものが良い。一般的には、草花の苗の場合納品時には、花部等は十分な形態を整えていないことが多いことから、葉部すなわち草丈と葉張りのバランスがとれているもの、つまり枝葉の節間が詰まり締まっているものが望ましい。また、徒長苗は、避けることが望ましい。

なお、ポットの大きさに比べて植物体が大きすぎたり、小さすぎたりするものは、養生期間が不適切で根茎不良なものが多いので注意する。

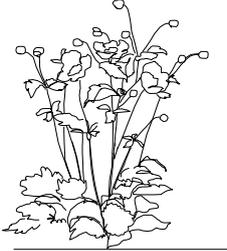
高性	
 <p>カンナ</p>	 <p>シオン</p>
中高性	
 <p>アカンサス・モリス</p>	 <p>シュウメイギク</p>
矮性	
 <p>クロッカス</p>	 <p>シバザクラ</p>

図 - 草花類の基本形態 (参考)

2) 花

花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。

【解説】

一年草、多年草の草花は、多くは花が観賞の主対象となり、多くの美しい花が長期にわたり咲き続けることが望まれる。これにこたえていくためには、植物種の特性に応じて花芽が形成され、出蕾や開花の状況が良好であることが大切である。具体的には、花芽、つぼみ、花は、正常な形、色、密度で、しおれ（変色、変形）や衰弱したものがなく、いきいきしていることが重要である。

花苗としての開花状況は、一般的には定植の季節等により異なり、生長の速い夏用の苗はつぼみが色づく程度まで、生長の遅い晩秋から冬にかけての場合、3分咲き程度までとすることが望ましい。

3) 葉

正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなくいきいきとしていること。

【解説】

葉は、植物特有の形をしているもので、適正な緑で色つやがよく、大きさ・厚さが正常で、しおれなどを生じていないものが望ましい。

草花の葉の異常は、病虫害、日焼けなどにより直接、葉に被害が生じる場合と、根や枝の異常の結果、葉の萎縮・変色または異常肥大・軟弱葉などの症状として出現する場合とがあることから、しおれ（変色・変形）た葉や衰弱した葉がある花苗は避けることが望ましい。

4) 根

根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。

【解説】

植栽後の活着を高め、生育を安定させるためには、根が良好な状態であることが大切な要件である。

根は、細根や根毛などの多くが切断されると、活着能力が低下する。また、根における病虫害の発生は、養水分・酸素の吸収に障害をあたえ、生理機能低下の原因となるため、十分な防除を必要とする。

ポット苗では、植物の大きさに適応したポットを用いて、一定以上の期間、育成栽培をおこない、容器内で細根を十分に発達させたものであることが大切である。養生期間が長すぎると、根は容器の壁に沿ってぐるぐると何重にも廻って根の壁を形成したり、容器から外へ出て地中に伸びる場合もあり、このような状態の根を植え付けると、生長が停滞したり、枯死したりする恐れがあることから注意を要する。

また、植物の大きさに対して大きすぎるポットに植替えた後、短期間で出荷すると、根の発達が不十分であるため、内部には切断根が見られ、輸送中に根鉢^{ねぼち}が割れたり、土がこぼれたりする原因となる。

基本的には、ポットから抜いて白根の多い根群が認められるものが望ましい。

5) 病害

発生がないもの。

【解説】

病害とは、植物が細菌やカビ、ウイルスから受ける被害であり、植物の生育機能低下の原因となるものである。

草花で見られる病害には、灰色カビ病、ベト病、ウドンコ病などが多く、検査にあたっては植物全体を丹念に調べ、病害が認められるものは除外する。特に、当該固体の今後の生長不良や他への伝染の恐れのあるものは除外しなければならない。

6) 虫害

発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

【解説】

虫害とは、植物が害虫から受ける被害であり、植物の生育機能低下の原因となるものである。

草花でみられる虫害には、葉や茎、根を食べるそしゃく口の害虫であるアオムシやヨトウムシ、葉や茎などに寄生して吸汁する吸収口の害虫であるアブラムシやハダニ類などがある。

検査にあたっては植物全体を丹念に調べ、当該固体の今後の生長不良と他への影響の恐れのあるものは除外しなければならない。また、虫そのものでなくても、その卵がついている場合があるので十分確認することが望ましい。

昆虫類のほかにも、鉢裏などにナメクジなどがいることが多く、食害や粘液による腐りをもたらすため注意を要する。

(5) その他地被類

1) 形態

植物の特性に応じた形態であること。

【解説】

その他地被類は、一般に生産日数が草本類で数箇月、木本類で半年程度である。したがって、整った形態を持つまでには至らないが、^{たちせい}立性、^{ほいせい}這性、つる性などその植物の特性に応じた形態を有していることが必要である。



写真 - 木本類
(ハイバクブルーカーペット)



写真 - 草本類 (フッキソウ)



写真 - つる性類
(ヘデラ・ヘリックス)



写真 - ササ類 (コグマザサ)

2) 葉

正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。

【解説】

葉は、植物特有の形をしているもので、大きさ・色・厚さが正常で、しおれなどを生じていないものが望ましい。

植物の葉の異常は、病虫害、日焼けなどにより直接葉に被害が生じる場合と、根や枝の異常の結果、葉の萎縮、変色または異常肥大、衰弱葉などの症状として出現する場合とがある。



写真 - 不適正な葉の密度



写真 - 不適正な葉のしおれ

3) 根

根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。

【解説】

植栽後の活着を高め、成育を安定させるためには、根が良好な状態であることが大切な要件である。

根は、細根や根毛などの多くが切断されると、活着能力が低下する。また、根における病虫害の発生は、養水分・酸素の吸収に障害をあたえ、生理機能低下の原因となるため、十分な防除を必要とする。

一般に、地被類等はコンテナ栽培品が主であることから、植物の大きさに適応したコンテナを用いて、一定以上の期間、育成栽培をおこない、容器内で細根を十分に発達させたものであることが大切である。コンテナに入れてから長期間植替えを行わないと、根は容器の壁に沿ってぐるぐると何重にも廻って根の壁を形成したり、容器から外へ出て地中に伸びる場合もあり、このような状態の物を植え付けると、生長が停滞したり、枯死したりする恐れがあることから注意を要する。

また、植物の大きさに対し、大きすぎるコンテナに植替えた後、短期間で出荷すると、根の発達が不十分であるため、内部には切断根が見られ、輸送中に根鉢が割れたり、土がこぼれたりする原因となる。



写真 - 適正な根の状態



写真 - 不適正な根の状態

4) 病虫害

発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

【解説】

病虫害とは、植物が病菌や害虫から受ける被害であり、植物の生育機能低下の原因となるものである。

その他地被類で見られる病害虫には、アブラムシやハダニなど微小なものも多く、検査にあたっては植物全体を丹念に調べ、今後の生長にさしつかえるものとみられるものは除外しなければならない。

また、コンテナ栽培品では、容器の底にナメクジなどがいることが多く、注意を要する。



写真 - 病虫害



写真 - 病虫害

2-9 寸法規格

樹木等の寸法規格は、寸法規格表のとおりである。

【解説】

≪樹種の名称≫

樹種の名称については、植物学上の名称と流通上の名称があり、流通上の名称も統一されていないものが多いことから、本基準(案)においては、原則として植物学上の和名を用いる。ただし、必要なものについて同種異名の表記を行う場合は、一般的に定着している名称を優先し、別名を（ ）で附記している。

樹種は、種単位に取り扱う。ただし、サトザクラには八重系と一重系があり、これらを識別するためには個々の品種名を明記する必要があるため、特例としてサトザクラ(ヤエザクラ含む)とする。

≪種・品種の取扱い≫

種と品種で、寸法規格に相違がない場合は区別せず、備考欄に必要事項(品種名、花色等)を表記した。ただし、すでに市場性を有し、固有のものとして取り扱われている品種は区別した。

≪寸法の表示≫

樹木の寸法を表す項目として、樹高(H)、幹周(C)、枝張[葉張](W)、株立数(B、N)を用いることとした。

樹齢や樹種特性による枝葉の形態より、幹周の寸法が確保できないものや、下枝高がほとんどないもの(アカエゾマツ、カイズカイブキ、サザンカ、サンゴジュ、ムクゲ等)については、樹高(H)と枝張[葉張](W)のみの表示とした。

特殊樹形のうち、枝垂形のシダレヤナギ、シダレザクラ、ファスティギアタ形のポプラについては、樹高(H)と幹周(C)を、平伏形のハイビヤクシンについては長さのみを葉張(W)の欄に表示した。

幹周を、「根元周」であらわすべき必要性のある樹種(ウメ等)については幹周(C)の特例として根元周で測る旨を備考欄に明記した。

特殊樹木(カナリーヤシ、ソテツ、ワシントンニア・ロブスタ等)の、樹高(H)については、幹の高さを示すことが適当であることから、これも樹高(H)の特例として備考欄に幹高であることを明記した。

≪備考欄における特記事項≫

特記事項として、種・品種名、樹形（株立物）や、生産方法等に関して、特に限定する必要があるものについては、その旨を備考欄に注記した。

なお、モンタナマツの備考欄において、類型区分のための用語を使用しているが、これはモンタナマツが樹高の伸びない矮性のマツであるが、樹高よりも横に這い広がる葉張りが優先する樹形となる品種群を「這性」とし、横への広がりよりも縦への上方生長が優先する樹形となる品種群を「立性」としたものである。

3. 公共用緑化樹木等の品質寸法規格基準(案) 第5次改訂(本文)

「公共用緑化樹木等の品質寸法規格基準」（案）第5次改訂

（適用）

（1）本基準(案)は、主として都市緑化の用に供される公共用緑化樹木等について、品質と寸法を定めたものであり、樹木等の搬入（納品）時に適用すべきものである。なお、本基準(案)は、公共施設等の緑化にあたって、使用する樹木等のうち必要最小限の種について、これを使用する場合の一つの基準を示したものである。よって、地域の特性や緑化の目的等による他の樹種の使用、あるいは本寸法規格以外の樹木等の使用を制限するものではない。

（定義）

（2）この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠 ^{じゅかん} によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹高 (略称：H)	樹木の樹冠 ^{じゅかん} の頂端から根鉢 ^{ねばち} の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。 なお、ヤシ類など特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹周 ^{みきしゅう} (略称：C)	樹木の幹の周長をいい、根鉢 ^{ねばち} の上端より 1.2m 上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張 ^{えだばり} （葉張 ^{はばり} ） (略称：W)	樹木等の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。 測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張 ^{はばり} とは低木の場合についていう。
株立（物）	樹木等の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお、株物とは低木でそう状を呈したものをいう。

用語	定義
株立数 (略称：B.N)	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本立 - 1 本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。 3 本立以上 - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。
単幹 <small>たんかん</small>	幹が根元近くから分岐せず 1 本であるもの。
根鉢 <small>ねぼち</small>	樹木等の移植に際し掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木等の移植に際し、土のまとまりをつけずに掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
コンテナ	樹木等を植え付ける栽培容器をいう。
仕立物 <small>したてもの</small>	樹木の自然な生育にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄せ株育成物	数本の樹木等を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。 <small>ねぎわ</small>
接ぎ木物	樹木等の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

(規格の構成)

- (3) この規格は品質規格（別表-1、2、3、4）と、寸法規格（別表-5）とで構成され、両規格の定めるところをあわせて樹木等の規格とする。

(品質及び寸法の判定)

- (4) 品質及び寸法の判定にあたっては、それぞれの樹種の特性に応じた規格を確保するものとする。なお、この規格で定める寸法値は、最低値を示している。従って、当該規格に適合するものは、定められた寸法値以上を有するものとする。

(品質の表示項目)

- (5) 樹木の品質は樹姿と樹勢に大別して定めるものとし、次の項目により表示する。

- ・樹姿…樹形（全形）、幹（高木のみ適用）、枝葉の配分、枝葉の密度、下枝の位置
- ・樹勢…生育、根、根鉢、葉、樹皮（肌）、枝、病虫害

- (6) シバ類の品質は、次の項目により表示するものとする。

- ・葉、ほふく茎、根、病虫害、雑草等

(7) 草花類の品質は、次の項目により表示するものとする。

- ・形態、葉、根、病害、虫害

(8) その他地被類の品質は、次の項目により表示するものとする。

- ・形態、葉、根、病虫害

(寸法の表示項目)

(9) 樹木の寸法は、必要に応じ樹高 (H)、幹周 (C)、枝張^{えだばり}〈葉張^{はばり}〉 (W)、株立数 (B. N) 等を用いる。

(10) シバ類の寸法は、以下のとおりとし、切りシバは 10 枚で 1 束、ロールシバは 2 枚で 1 束を標準とする。

- ・切りシバ…36cm×28cm×10 枚
- ・ロールシバ…36cm×140cm×2 枚

(11) その他地被類の寸法は、必要に応じ、ササ類・草本類は芽立数、木本類は高さ^{つる}と株立数、つるものはつる長等を用いる。

(寸法の表示単位)

(12) 樹木の寸法は、樹高 (H)、幹周 (C)、枝張^{えだばり}あるいは葉張^{はばり} (W) は、いずれもメートルで示すものとする。なお、株立 (物) の株立数 (B. N) は、「○本立以上」として示すものとし、本数及び芽立数は、2～、3～等で表わす。

(13) シバ類の寸法は、センチメートルで示すものとする。

(14) その他地被類の寸法は、草立数が株立数を 2～、3～等で示し、つる長等は L○メートルで示すものとする。

別表一 樹木の品質規格表(案)

1. 樹姿

項目	規格
樹形 (全形)	樹種の特성에応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木にのみ 適用)	幹が、樹種の特性に ^{たんかん} 応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分 ^{しょう}	配分が、四方に均等であること。
枝葉の密度 ^{しょう}	樹種の特性に ^{せつかん} 応じて節間が詰まり、 ^{しょう} 枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	^{じゅかん} 樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。

2. 樹勢

項目	規格
生育	健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、 ^{ねばち} 根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
^{ねばち} 根鉢	樹種の特性に ^{ねばち} 応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮 (肌)	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に ^{とちようし} 応じた枝を保ち、 ^{こそんし} 徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要 ^{せんてい} に応じた適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

別表一 シバ類の品質規格表(案)

項目	規格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害（病斑 ^{びょうはん} ）がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等が混入していないこと。また、根際 ^{ねぎわ} に刈りカスや枯れ葉等が堆積していないこと。

別表一 草花類の品質規格表(案)

項目	規格
形態	植物種の特性に応じた適正な形態であること。
花	花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなくいきいきとしていること。
根	根系の発達がよく、細根が多く、乾燥していないこと。
病害	発生がないもの。
虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

別表一 その他地被類の品質規格表(案)

項目	規格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達がよく、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

別表一 寸法規格表(案)

(1) 寸法規格表(案)〔高木・針葉樹〕

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹 周 ()	えだばり 枝 張 ()	株立数 ()	備考
1	アカエゾマツ	1.0	—	—		
		1.5	—	0.5		
		1.8	—	0.6		
		2.0	—	0.7		
		2.5	—	0.9		
2	アカマツ	0.5	—	—		
		2.0	—	0.6		
		2.5	0.15	1.2		
		3.0	0.18	1.5		
		3.5	0.21	1.8		
		3.5	0.25	2.0		
		4.0	0.30	2.0		
3	イチイ (オンコ)	0.5	—	—		
		1.0	—	0.3		
		1.2	—	0.4		
		1.5	—	0.5		
		1.8	—	0.6		
		2.0	—	0.7		
4	イヌマキ	1.0	—	0.2		
		1.2	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		1.8	—	0.4		
		2.0	—	0.5		
		2.5	0.12	0.7		
		3.0	0.15	0.8		
5	ウラジロモミ	2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
		3.0	0.15	1.0		
		3.5	0.21	1.2		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
6	カイズカイブキ	1.0	—	0.2		
		1.2	—	0.2		
		1.5	—	0.2		
		1.8	—	0.3		
		2.0	—	0.3		
		2.5	—	0.4		
		3.0	—	0.5		
		3.5	—	0.7		
7	カラマツ	2.0	—	0.4		
		2.5	—	0.5		
		3.0	—	0.6		
		3.5	0.15	0.8		
8	クロマツ	0.5	—	—		
		1.0	—	0.2		
		1.5	—	0.4		
		2.0	—	0.6		
		2.5	0.12	1.0		
		2.5	0.15	1.2		
		3.0	0.18	1.5		
		3.0	0.21	1.5		
		3.5	0.25	1.8		
		4.0	0.30	2.0		
9	コウヤマキ	1.5	—	0.3		
		2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.6		
		3.0	—	0.8		
10	サワラ	1.2	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		1.8	—	0.4		
		2.0	—	0.4		
		2.5	—	0.6		
		3.0	—	0.7		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
11	スギ	0.5	—	—		
		1.0	—	0.2		
		2.0	—	0.4		
		3.0	—	0.6		
		4.0	—	0.8		
12	チャボヒバ	1.2	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		1.8	—	0.3		
		2.0	—	0.4		
		2.5	—	0.5		
13	ドイツトウヒ	0.5	—	—		
		1.0	—	0.2		
		1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.5		
		1.8	—	0.6		
		2.0	—	0.7		
		2.5	—	0.9		
		3.0	0.12	1.0		
		3.0	0.15	1.2		
14	トドマツ	1.0	—	—		
		1.5	—	0.5		
		2.5	—	1.0		
		3.0	—	1.2		
15	ニオイヒバ	1.0	—	0.2		
		1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.5		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.7		
		3.0	—	0.8		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
16	ニッコウヒバ	1.2	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		1.8	—	0.3		
		2.0	—	0.4		
		2.5	—	0.5		
		3.0	—	0.6		
17	ヒノキ	0.5	—	—		
		1.0	—	0.2		
		1.2	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		1.8	—	0.4		
		2.0	—	0.4		
		2.5	—	0.6		
		3.0	—	0.7		
18	ヒマラヤスギ	1.0	—	0.2		
		1.5	—	0.5		
		2.0	—	0.7		
		2.5	—	0.9		
		3.0	—	1.2		
		3.0	0.15	1.5		
		3.5	0.18	1.5		
		4.0	0.21	1.8		
		4.5	0.25	1.8		
19	メタセコイヤ (アケボノスギ)	2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.2		
		4.0	0.18	1.2		
		4.5	0.21	1.5		
		5.0	0.25	1.8		
		5.0	0.30	2.0		
		6.0	0.40	2.5		
7.0	0.50	3.0				

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
20	ラクウショウ	2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.6		
		3.0	0.15	0.9		
		3.5	0.21	1.2		
21	ラカンマキ	1.0	—	—		
		1.5	—	0.2		

(2) 寸法規格表 (案) [高木・常緑広葉樹]

	樹種	樹高 ()	みきしゆう 幹周 ()	えだぼり 枝張 ()	株立数 ()	備考
22	アラカシ	0.5	—	—		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		1.0	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.7		
		3.0	0.12	0.8		
		3.5	0.15	0.8		
23	イスノキ	0.5	—	—		
		1.5	—	0.3		
24	ウバメガシ	0.5	—	—		
		1.0	—	0.2		
		1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.5		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
		3.0	0.15	1.0		
25	ウラジロガシ	0.5	—	—		
26	オトメツバキ	1.2	—	0.3		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.6		
		2.0	—	0.7		
27	カクレミノ	1.0	—	0.2		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		1.5	—	0.5		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.7		
		3.0	—	0.8		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
28	キンモクセイ	1.0	—	0.2		必ずしも単幹 <small>たんかん</small> とは限らない。
		1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.5		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
		3.0	—	1.0		
29	クスノキ	0.5	—	—		
		1.0	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.6		
		3.0	0.15	0.8		
		3.5	0.18	0.8		
		3.5	0.21	1.0		
		4.0	0.25	1.2		
		4.0	0.30	1.5		
		4.0	0.40	1.8		
		5.0	0.50	1.8		
		5.0	0.60	2.0		
		6.0	0.70	2.5		
7.0	0.80	3.0				
30	クロガネモチ	1.0	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.7		
		3.0	0.12	0.7		
		3.0	0.15	0.8		
		3.0	0.18	1.0		
		3.5	0.21	1.0		
		4.0	0.25	1.2		
		4.0	0.30	1.5		
		4.5	0.40	1.8		

	樹種	樹高 ()	みましゆう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
31	ゲッケイジュ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		1.5	—	0.2		
		2.0	—	0.3		
32	コウオトメツバキ	1.2	—	0.2		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.4		
		2.0	—	0.5		
33	サザンカ	1.0	—	0.2		必ずしも単幹 <small>たんかん</small> とは限らない。
		1.2	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		1.8	—	0.4		
		2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.7		
34	サンゴジュ	1.0	—	0.2		必ずしも単幹 <small>たんかん</small> とは限らない。
		1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.5		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
35	シマトネリコ	2.5	0.10	0.6		
		3.0	0.12	0.8		
		3.0	0.15	1.0		
		3.5	0.21	1.0		
		4.0	0.25	1.8		

	樹種	樹高 ()	みきしゆう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考		
36	シラカシ	0.5	—	—				
		1.0	—	0.2				
		1.2	—	0.2				
		1.5	—	0.3				
		1.8	—	0.4				
		2.0	—	0.5				
		2.5	—	0.6				
		3.0	0.12	0.7				
		3.0	0.15	0.8				
		3.5	0.18	1.0				
		4.0	0.21	1.2				
		4.5	0.25	1.2				
		5.0	0.30	1.5				
		5.0	0.40	1.8				
37	スタジイ	0.5	—	—				
		1.0	—	0.2				
		1.5	—	0.3				
		2.0	—	0.4				
		2.5	—	0.5				
		3.0	0.12	0.7				
		3.5	0.15	0.7				
		3.5	0.18	1.0				
		4.0	0.21	1.2				
		4.5	0.25	1.2				
		5.0	0.30	1.5				
		5.0	0.40	1.8				
		38	ソヨゴ	0.5	—	—		
				1.0	—	—		
2.5	—			0.7				
2.5	—			—		(株立物)		

	樹種	樹高 ()	みきしゆう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
39	タブノキ	0.5	—	—		
		1.0	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.5		
		3.0	0.15	0.8		
		3.0	0.18	1.0		
		3.5	0.21	1.0		
		4.0	0.25	1.2		
		4.0	0.30	1.5		
40	ツブラジイ	0.5	—	—		
		1.0	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		2.0	—	0.4		
		2.5	—	0.5		
		3.0	0.12	0.7		
		3.5	0.15	0.7		
		3.5	0.18	1.0		
		4.0	0.21	1.2		
		4.5	0.25	1.2		
41	トキワマンサク	0.5	—	—		
		1.0	—	0.2		
		1.5	—	0.3		
		2.0	—	0.4		
42	ネズミモチ	1.0	—	0.2		必ずしも単幹 ^{たんかん} とは限らない。
		1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.5		
		2.0	—	0.6		

	樹種	樹高 ()	みきしゆう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
43	ヒイラギ	1.0	—	0.2		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.5		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
44	ヒイラギモクセイ	1.0	—	0.3		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		1.2	—	0.4		
		1.5	—	0.5		
		1.8	—	0.6		
		2.0	—	0.7		
		2.5	—	0.8		
45	ヒメユズリハ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
46	フサアカシア	2.5	—	—		
		3.0	0.12	—		
47	ホソバタイサンボク	2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.0		
		3.5	0.18	1.2		
		4.0	0.21	1.2		
48	ホルトノキ	0.5	—	—		
		2.5	—	0.5		
		3.0	0.15	0.8		
		3.0	0.18	0.8		

	樹種	樹高 ()	みきしゆう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
49	マテバシイ	1.0	—	0.2		必ずしも単幹 ^{たんかん} とは限らない。
		1.5	—	0.3		
		2.0	—	0.4		
		2.5	—	0.5		
		3.0	0.12	0.8		
		3.5	0.15	1.0		
		3.5	0.18	1.0		
		4.0	0.21	1.2		
		4.5	0.25	1.5		
		5.0	0.30	1.5		
		5.0	0.40	1.8		
50	モチノキ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.7		
		3.0	0.15	0.8		
		3.5	0.21	1.2		
51	モッコク	1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.5		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
		3.0	—	1.0		
		3.5	—	1.2		
52	ヤブツバキ (ヤマツバキ)	0.5	—	—		必ずしも単幹 ^{たんかん} とは限らない。
		1.0	—	0.2		
		1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.5		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
		3.0	—	0.9		

	樹種	樹高 ()	みきしゆう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
53	ヤブニッケイ	0.5 1.0	— —	— —		
54	ヤマモモ	0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.0 3.0 3.5 3.5 4.0 5.0	— — — — 0.12 0.15 0.18 0.21 0.25 0.30 0.40 0.50	— 0.2 0.3 0.5 0.6 0.8 0.8 0.8 1.0 1.2 1.2 1.5		
55	ユズリハ	1.0 2.0 2.5 3.0	— — 0.12 0.15	0.2 0.8 1.0 1.2		

(3) 寸法規格表 (案) [高木・落葉広葉樹]

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだぼり 枝張 ()	株立数 ()	備考
56	アオギリ	3.0	0.12	0.6		
		3.5	0.15	1.0		
		4.0	0.21	1.2		
		4.5	0.25	1.5		
57	アカシデ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		3.0	0.12	0.8		
		3.5	0.15	1.2		
		3.5	0.18	1.2		
		4.0	0.21	1.5		
		3.0	0.15	—		(株立物)
		3.5	0.21	—		(株立物)
		4.0	0.25	—		(株立物)
58	アキニレ	0.5	—	—		
		2.5	0.10	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.0		
		3.5	0.18	1.2		
		4.0	0.21	1.5		
		4.5	0.25	1.8		
		5.0	0.30	2.0		
59	アベマキ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
60	イタヤカエデ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.0	—	—		
		2.5	—	—		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
61	イチヨウ	2.0	—	0.6		
		2.5	0.10	0.6		
		3.0	0.12	0.8		
		3.0	0.15	1.0		
		3.5	0.18	1.2		
		4.0	0.21	1.5		
		4.5	0.25	1.8		
		5.0	0.30	1.8		
		6.0	0.40	2.0		
7.0	0.50	2.5				
62	イヌシデ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		3.0	0.12	0.8		
		3.5	0.15	1.2		
		3.5	0.18	1.2		
		4.0	0.21	1.5		
		3.0	0.15	—		(株立物)
		3.5	0.21	—		(株立物)
		4.0	0.25	—		(株立物)
63	イロハモミジ	0.5	—	—		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.0	—	0.4		
		2.5	—	0.8		
		2.5	0.12	1.0		
		3.0	0.15	1.2		
		3.0	0.18	1.5		
		3.5	0.21	1.8		
64	ウメ	2.0	0.10	1.0		(C) は根元周とする。
		2.5	0.15	1.2		
		2.5	0.18	1.2		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		3.0	0.21	1.2		
		3.5	0.30	1.5		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
65	ウメモドキ	0.5 1.0	— —	0.2 0.4		
66	エゴノキ	0.5 1.0 1.5 2.5 3.0 3.5 3.0 3.5	— — — 0.10 0.12 0.15 0.15 0.21	— — — 0.6 0.8 1.2 — —		(株立物) (株立物)
67	エノキ	0.5 1.0 2.5 3.0 3.5 4.0	— — 0.10 0.12 0.15 0.21	— — 1.0 1.2 1.5 1.5		
68	エンジュ	2.5 3.0 3.5 3.5 4.0	0.10 0.12 0.15 0.18 0.21	0.8 1.0 1.2 1.5 1.8		
69	オオシマザクラ	2.5 3.0 3.5 3.5 4.0	0.10 0.12 0.15 0.18 0.21	0.8 1.0 1.2 1.5 1.8		
70	オオヤマザクラ (エゾヤマザクラ)	2.5 3.0 3.0 3.5 4.0 4.0	— 0.10 0.12 0.15 0.18 0.21	0.5 0.6 0.7 0.8 1.0 1.2		
71	カシワ	0.5 1.0	— —	— —		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
72	カツラ	1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		3.0	0.10	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.2		
		3.5	0.18	1.5		
		4.0	0.21	1.5		
		4.5	0.25	1.8		
		5.0	0.30	2.0		
73	カロリナポプラ	3.0	0.10	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.2		
		4.0	0.18	1.2		
		4.0	0.21	1.2		
		4.5	0.25	1.5		
74	カンヒザクラ	2.5	0.10	0.8		
		2.5	0.12	1.0		
		3.0	0.15	1.2		
		3.0	0.18	1.5		
		3.5	0.21	1.8		
75	クヌギ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.5	0.10	0.6		
		3.0	0.12	0.8		
		3.5	0.15	1.2		
		4.0	0.21	1.5		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
76	ケヤキ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.0	—	0.5		
		3.0	0.10	1.0		
		3.5	0.12	1.0		
		4.0	0.15	1.2		
		4.5	0.18	1.5		
		5.0	0.21	1.5		
		5.0	0.25	2.0		
		6.0	0.30	2.5		
		6.0	0.40	3.0		
		7.0	0.50	3.5		
		7.0	0.60	4.0		
77	コナラ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.0	—	0.4		
		2.5	0.10	0.6		
		3.0	0.12	0.8		
		3.5	0.15	1.2		
		4.0	0.21	1.5		
		3.0	0.15	—		(株立物)
		3.5	0.21	—		(株立物)
		78	コブシ	1.0	—	—
1.5	—			—		
2.5	0.10			0.8		
3.0	0.12			1.0		
3.0	0.15			1.2		
3.5	0.18			1.2		
4.0	0.21			1.5		
4.5	0.25			1.5		
5.0	0.30			1.8		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだぼり 枝張 ()	株立数 ()	備考
79	サトザクラ (含ヤエザクラ)	1.0	—	—		品種によっては 樹高・枝張 <small>えだぼり</small> が異なる。 なる。
		1.5	—	—		
		2.5	0.10	—		
		3.0	0.12	0.8		
		3.5	0.15	1.0		
		3.5	0.18	1.2		
		4.0	0.21	1.5		
		4.0	0.25	1.8		
80	サルスベリ	2.5	0.12	1.0		必ずしも単幹 <small>たんかん</small> とは限らない。
		3.0	0.15	1.2		
		3.0	0.18	1.2		
		3.5	0.21	1.5		
		3.5	0.25	2.0		
81	サンシュユ	1.5	—	0.4		
		2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.7		
		3.0	—	0.8		
82	シダレザクラ	2.5	0.12	—		
		3.0	0.15	—		
		3.5	0.18	—		
		4.0	0.21	—		
83	シダレモミジ	1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		1.8	—	—		
		2.0	—	—		
		2.5	0.10	—		
		2.5	0.12	—		
		3.0	0.18	—		
		3.0	0.21	—		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
84	シダレヤナギ	2.5	0.10	—		
		2.5	0.12	—		
		3.0	0.15	—		
		3.5	0.18	—		
		4.5	0.21	—		
		5.0	0.25	—		
85	シデコブシ	1.0	—	—		
		1.5	—	0.4		
		2.0	—	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.2		
		3.5	0.18	1.2		
		4.0	0.21	1.5		
86	シモクレン	1.5	—	0.4		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		2.0	—	0.6		
87	シラカンバ	2.5	—	0.7		
		3.0	0.10	1.0		
		3.0	0.12	1.2		
		3.5	0.15	1.2		
		4.0	0.18	1.5		
		4.5	0.21	1.5		
88	スズカケノキ (プラタナス)	3.0	0.10	0.8		特記のない場合 アメリカスズカ ケノキ、スズカ ケノキ、モミジ バスズカケノキ を含む。
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.2		
		4.0	0.18	1.2		
		4.5	0.21	1.5		
		5.0	0.25	2.0		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
89	ソメイヨシノ	1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.0	—	0.4		
		2.5	0.10	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.2		
		3.5	0.18	1.5		
		4.0	0.21	1.8		
		4.5	0.25	2.0		
90	タイワンフウ	2.5	0.10	0.7		
		3.0	0.15	1.0		
		3.5	0.18	1.2		
91	トウカエデ	1.0	—	—		
		2.5	—	0.5		
		3.0	0.10	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.2		
		3.5	0.18	1.5		
		4.0	0.21	1.8		
92	トチノキ	0.5	—	—		
		2.5	0.10	0.6		
		2.5	0.12	0.7		
		3.0	0.15	0.8		
		3.5	0.18	1.0		
		3.5	0.21	1.0		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
93	ナツツバキ	1.0	—	—		(株立物) (株立物)
		1.5	—	—		
		2.5	0.10	0.6		
		3.0	0.12	0.8		
		3.5	0.15	1.0		
		4.0	0.21	1.5		
		3.0	0.15	—		
		3.5	0.21	—		
94	ナナカマド	0.5	—	—		必ずしも単幹 <small>たんかん</small> とは限らない。
		1.0	—	—		
		2.0	—	0.5		
		2.5	0.10	0.6		
		3.0	0.12	0.7		
		3.0	0.15	0.8		
95	ナンキンハゼ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		2.5	0.10	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.0		
		3.5	0.18	1.2		
		4.0	0.21	1.2		
96	ネムノキ	0.5	—	—		必ずしも単幹 <small>たんかん</small> とは限らない。
		1.0	—	—		
		2.5	0.12	0.8		
		3.0	0.15	1.0		
97	ハクウンボク	2.5	0.10	0.5		
		3.0	0.12	0.7		
		3.5	0.15	0.8		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
98	ハクモクレン	1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.0	0.15	1.2		
		3.5	0.18	1.5		
		4.0	0.21	1.8		
99	ハナカイドウ	1.5	—	0.4		必ずしも単幹 ^{たんかん} とは限らない。
		2.0	—	0.6		
100	ハナミズキ (アメリカヤマボウシ)	1.0	—	—		白・赤花種が供給されている。
		1.5	—	—		
		2.0	—	0.5		
		2.5	0.10	0.6		
		3.0	0.12	1.0		
		3.0	0.15	1.0		
		3.5	0.18	1.0		
101	ハマボウ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
102	ハルニレ	2.5	0.10	—		
		3.0	0.12	0.7		
		3.5	0.15	0.8		
		3.5	0.18	0.9		
		3.5	0.21	1.0		
		4.0	0.25	1.0		
		5.0	0.30	1.5		
103	ハンノキ	3.0	0.10	0.8		
		3.5	0.12	1.0		
		4.0	0.15	1.2		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
104	ヒトツバタゴ	2.0	—	0.5		
		2.5	0.1	0.7		
		3.0	0.12	0.8		
		3.0	0.15	1.0		
		3.5	0.18	1.2		
		3.5	0.21	1.5		
105	ヒメシヤラ	2.5	0.10	0.5		
		3.0	0.12	0.6		
		3.5	0.15	0.8		
		4.0	0.21	1.0		
106	ブナ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.0	—	—		
		2.5	0.10	—		
		3.0	0.12	—		
107	ホオノキ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
108	ポプラ (イタリアヤマナラシ)	3.0	0.10	—		
		3.0	0.12	—		
		4.0	0.15	—		
		4.5	0.18	—		
		5.0	0.21	—		
109	マユミ	0.5	—	0.2		
		1.0	—	0.3		
110	マンサク	1.0	—	0.2		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		1.5	—	0.4		
		2.0	—	0.6		
		2.5	—	0.8		
111	ミズナラ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		2.0	—	0.4		
		3.0	0.10	0.7		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
112	ムクゲ	0.5 1.0 1.5 1.8 2.0	— — — — —	— — 0.4 0.5 0.6		必ずしも単幹 <small>たんかん</small> とは限らない。
113	ムクノキ	0.5 3.0 3.5 4.0	— 0.12 0.15 0.21	— 1.0 1.2 1.5		
114	モミジバフウ (アメリカフウ)	1.0 1.5 2.5 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5	— — 0.10 0.12 0.15 0.18 0.21 0.25	— — 0.7 0.8 1.0 1.2 1.5 1.5		
115	ヤシヤブシ	0.5 1.0	— —	— —		
116	ヤマザクラ	0.5 1.0 1.5 2.5 3.0 3.5 4.0 4.0 4.0	— — — 0.10 0.12 0.15 0.18 0.21 0.25	— — — 0.7 0.8 1.0 1.2 1.5 1.8		
117	ヤマハンノキ	0.5 1.0	— —	— —		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
118	ヤマボウシ	0.5	—	—		(株立物) (株立物)
		1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.0	—	0.8		
		2.5	0.10	1.0		
		2.5	0.12	1.0		
		3.0	0.15	1.5		
		3.5	0.18	1.5		
		3.5	0.21	1.8		
		3.0	0.15	—		
		3.5	0.21	—		
119	ヤマモミジ	0.5	—	—		必ずしも ^{たんかん} 単幹とは限らない。
		1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		2.0	—	0.4		
		2.5	—	0.8		
		2.5	0.12	1.0		
		3.0	0.15	1.2		
		3.0	0.18	1.5		
		3.5	0.21	1.8		
120	ユリノキ	1.0	—	—		
		1.5	—	—		
		3.0	0.10	0.8		
		3.0	0.12	1.0		
		3.5	0.15	1.2		
		4.0	0.18	1.2		
		4.5	0.21	1.5		
		5.0	0.25	1.5		
121	ロウバイ	1.0	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.5		
		2.0	—	0.6		

(4) 寸法規格表 (案) [低木・常緑樹]

	樹種	樹高 ()	みきしゅう 幹周 ()	えだぼり 枝張 ()	株立数 ()	備考
122	アオキ	0.4	—	0.3		
		0.5	—	0.3		
		0.6	—	0.4		
		0.8	—	0.6		
		1.0	—	0.7		
		1.2	—	0.9		
		1.5	—	1.0		
123	アセビ	0.4	—	0.25		
		0.5	—	0.3		
		0.6	—	0.4		
		0.8	—	0.5		
124	アベリア (ハナゾノツクバネウツギ)	0.4	—	0.3		
		0.5	—	0.3		
		0.6	—	0.4		
		0.8	—	0.6		
125	イヌツゲ	0.5	—	0.2		
		0.6	—	0.25		
		0.8	—	0.25		
		1.0	—	0.3		
		1.2	—	0.4		
		1.5	—	0.5		
126	エゾムラサキツツジ	0.5	—	0.2		
		0.6	—	0.3		
		0.8	—	0.4		
		1.0	—	0.5		
		1.2	—	0.7		
127	オオムラサキ	0.3	—	0.3		
		0.4	—	0.4		
		0.5	—	0.5		
		0.6	—	0.6		
		0.7	—	0.7		
		0.8	—	0.8		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
128	カンツバキ	0.3	—	0.3		
		0.4	—	0.4		
		0.4	—	0.5		
		0.5	—	0.6		
129	キャラボク	0.3	—	—		
130	キョウチクトウ	0.5	—	—	2～	
		0.8	—	—	2～	
		1.0	—	—	3～	
		1.2	—	—	3～	
131	キリシマツツジ	0.3	—	0.25		主に赤花種のベニキリシマ、ヒノデキリシマをいう。
		0.4	—	0.3		
		0.5	—	0.4		
		0.6	—	0.5		
132	キンシバイ	0.4	—	—	2～	
		0.5	—	—	3～	
133	キンメツゲ	0.4	—	0.15		
		0.5	—	0.2		
		0.6	—	0.25		
		0.8	—	0.25		
		1.0	—	0.3		
		1.2	—	0.4		
134	クサツゲ	0.2	—	0.1		
		0.2	—	0.15		
135	クチナシ	0.5	—	0.3		
		0.6	—	0.4		
136	クルメツツジ	0.3	—	0.25		主に白・桃・紫などの花色種をいう。
		0.4	—	0.3		
		0.5	—	0.4		
		0.6	—	0.5		
137	コクチナシ (ヒメクチナシ)	0.1	—	0.15		
		0.2	—	0.2		
		0.2	—	0.3		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだぼり 枝張 ()	株立数 ()	備考
138	サツキツツジ	0.2	—	0.3		
		0.3	—	0.4		
		0.3	—	0.5		
		0.4	—	0.5		
139	シャリンバイ	0.4	—	0.3		
		0.5	—	0.4		
		0.6	—	0.5		
140	ジンチョウゲ	0.3	—	0.2		
		0.4	—	0.3		
		0.5	—	0.4		
		0.6	—	0.5		
141	セイヨウベニカナメモチ	0.8	—	0.2		
		1.0	—	0.2		
		1.2	—	0.3		
		1.5	—	0.4		
		1.8	—	0.4		
		2.0	—	0.5		
		2.5	—	0.7		
142	トベラ	0.3	—	0.2		
		0.4	—	0.3		
		0.5	—	0.4		
		0.6	—	0.5		
143	ナワシログミ	0.4	—	0.3		
		0.5	—	0.3		
		0.8	—	0.4		
		1.0	—	0.5		
144	ハイビヤクシン	—	—	<0.3>		<>内は長さとする。
		—	—	<0.5>		
145	ハクチョウゲ	0.4	—	0.2		
		0.5	—	0.3		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだぼり 枝張 ()	株立数 ()	備考
146	ハマヒサカキ	0.3 0.4 0.5 0.6 0.8	— — — — —	— 0.3 0.4 0.5 0.6		
147	ヒイラギナンテン	0.4 0.5 0.6 0.8	— — — —	— — — —	2～ 2～ 3～ 3～	
148	ヒサカキ	0.3 0.5	— —	0.2 0.3		
149	ビヨウヤナギ	0.3 0.4 0.5	— — —	0.2 0.3 0.4		
150	ピラカンサ (トキワサンザシ)	0.5 0.8 1.0	— — —	— — 0.2		特記のない場合 インドトキワサ ンザシ、タチバナ モドキを含む。
151	ヒラドツツジ	0.3 0.4 0.5 0.6 0.8	— — — — —	0.3 0.4 0.5 0.6 0.8		
152	プリベツト	0.5 0.8	— —	— —		
153	ベニカナメモチ	0.5 0.8 1.0 1.2 1.5 1.8	— — — — — —	— 0.2 0.2 0.3 0.4 0.5		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだぼり 枝張 ()	株立数 ()	備考
154	ボックスウッド	0.3 0.4 0.5 0.6	— — — —	0.15 0.2 0.25 0.3		
155	マサキ	0.5 0.8 1.0 1.2 1.5 1.8	— — — — — —	— — 0.2 0.3 0.4 0.5		
156	マメツゲ	0.3 0.4 0.5	— — —	0.2 0.3 0.4		
157	モンタナマツ	0.2 0.2 0.3 0.4 0.4 0.4 0.6 0.8 1.0	— — — — — — — — —	0.3 0.4 0.6 0.7 0.9 — 0.3 0.4 0.6		はいせい (這性) はいせい (這性) はいせい (這性) はいせい (這性) はいせい (這性) たちせい (立性) たちせい (立性) たちせい (立性) たちせい (立性)
158	ヤエクチナシ	0.4 0.5 0.6 0.8	— — — —	0.25 0.3 0.4 0.5		特記のない場合 オオヤエクチナ シを含む
159	ヤマツツジ	0.5 0.6 0.8 1.0	— — — —	0.25 0.3 0.4 0.5		特記のない場合 エゾヤマツツジ を含む
160	リュウキュウツツジ	0.3 0.4 0.5	— — —	0.2 0.3 0.4		

(5) 寸法規格表 (案) [低木・落葉樹]

	樹種	樹高 ()	みきしゅう 幹周 ()	えだぼり 枝張 ()	株立数 ()	備考
161	アキグミ	0.5	—	—		
162	アジサイ	0.3	—	—	2～	
		0.5	—	—	3～	
		0.8	—	—	3～	
163	ウツギ (ウノハナ)	0.3	—	—	2～	
		0.5	—	—	3～	
164	エニシダ	0.5	—	—		
		0.8	—	—		
165	ガクアジサイ	0.3	—	—	2～	
		0.5	—	—	3～	
		0.8	—	—	3～	
166	カシワバアジサイ	0.5	—	—		
		0.8	—	0.3		
		1.0	—	0.4		
		1.2	—	0.6		
167	ガマズミ	0.5	—	—		
		1.0	—	—		
168	キンシバイ	0.4	—	—	2～	
		0.5	—	—	3～	
169	コデマリ	0.5	—	—	3～	
		0.8	—	—	3～	
		1.0	—	—	3～	
170	コムラサキシキブ	0.5	—	0.3		
		0.8	—	0.4		
171	シモツケ	0.4	—	—	2～	
		0.5	—	—	3～	
		0.8	—	—	3～	
172	セイヨウアジサイ	0.3	—	—	2～	
		0.5	—	—	3～	
		0.8	—	—	3～	
173	タニウツギ	0.4	—	—	2～	
		0.5	—	—	3～	
		1.0	—	—	3～	

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだぼり 枝張 ()	株立数 ()	備考
174	ドウダンツツジ	0.3	—	—		
		0.4	—	0.2		
		0.5	—	0.25		
		0.6	—	0.3		
		0.8	—	0.4		
		1.0	—	0.5		
175	トサミズキ	0.5	—	0.3		
		0.8	—	0.4		
176	ニシシギ	0.5	—	0.3		
		0.6	—	0.4		
		0.8	—	0.5		
		1.0	—	0.6		
		1.2	—	0.7		
177	ネコヤナギ	0.5	—	—		
178	ハイビスカス (ブツソウゲ)	0.3	—	—		
		0.5	—	—		
		1.0	—	—		
		1.5	—	—		
179	ハコネウツギ	0.4	—	—	2～	
		0.5	—	—	3～	
		1.0	—	—	3～	
180	ハナズオウ	0.5	—	0.2		
		0.8	—	0.2		
		1.0	—	0.3		
		1.2	—	0.4		
		1.5	—	0.6		
181	ハマナス	0.4	—	0.25		
		0.5	—	0.3		
		0.6	—	0.3		
182	ヒユウガミズキ	0.5	—	0.3		
		0.8	—	0.4		
		1.0	—	0.5		
183	ボケ	0.5	—	0.3		
		0.8	—	0.5		

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
184	ミツバツツジ	0.5 0.8 1.0	— — —	0.25 0.3 0.35		
185	ミツマタ	0.3 0.5	— —	— —		
186	ヤマブキ	0.5 0.8 1.0	— — —	— — —	3～ 3～ 3～	特記のない場合 ヤエヤマブキを 含む
187	ユキヤナギ	0.5 0.8 1.0	— — —	— — —	3～ 3～ 3～	
188	ライラック (ムラサキハシドイ)	0.5 0.8 1.0 1.2 1.5 1.8	— — — — — —	0.2 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6		
189	レンギョウ	0.5 0.8 1.0	— — —	— — —	2～ 3～ 3～	特記のない場合シ ナレンギョウ、 チョウセンレン ギョウを含む
190	レンゲツツジ	0.4 0.5 0.8	— — —	0.2 0.3 0.5		

(6) 寸法規格表 (案) [特殊樹]

	樹種	樹高 ()	みきしゆう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考	
191	カナリーヤシ (フェニックスカナリエンス)	0.5	—	—		樹高 (H) は、 幹高とする。	
		1.0	—	—			
		1.5	—	—			
		2.0	—	—			
		2.5	—	—			
		3.0	—	—			
		4.0	—	—			
192	クロチク	2.0	—	—	2～		
193	ソテツ	0.5	—	—		} 樹高 (H) は、 幹高とする。	
		1.0	—	—			
		1.5	—	—			
		2.0	—	—			
		2.5	—	—			
		1.5	—	—	2～		(株立物)
		2.0	—	—	3～		(株立物)
		2.5	—	—	3～		(株立物)
		3.0	—	—	4～		(株立物)
194	トウジュロ	1.0	—	—			
		2.0	—	—			
		3.0	—	—			
195	トウチク	2.0	—	—	2～		
196	フジ	—	0.12	—		接ぎ木物が多い。	
		—	0.15	—			
		—	0.21	—			
197	ホテイチク	2.0	—	—			
198	モウソウチク	3.5	—	—			
199	ヤタイヤシ	1.0	—	—		樹高 (H) は、 幹高とする。	
		1.5	—	—			
		2.0	—	—			
		2.5	—	—			
		3.0	—	—			

	樹種	樹高 ()	みましゅう 幹周 ()	えだばり 枝張 ()	株立数 ()	備考
200	ワシントンニア・ロブスター (ワシントンヤシ)	1.5 2.0 2.5 3.0 4.0	— — — — —	— — — — —		樹高 (H) は、 幹高とする。

公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説(第5次改訂対応版)

1988年 9月 26日 初版
1996年 2月 27日 改訂版
2003年 10月 1日 改訂版
2009年 2月 25日 改訂版

2023年 6月 19日 Web 修正版

監修 国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 緑地環境室
編集 一般財団法人 日本緑化センター
発行 一般財団法人 日本緑化センター

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町1-2-29 K.I.H ビルディング2F
TEL: 03-6457-5215 (代表) FAX: 03-6457-5219
